

男女共同参画行動計画

第2次
富士宮市
男女共同参画
プラン



平成18年(2006年)3月
富士宮市



私たちを取り巻く社会環境は、少子高齢化、高度情報化、国際化などの進展、家族形態の多様化など大きく変化しています。

このような社会環境の変化に対応し、豊かで活力のある社会を創るため、だれもが性別にとらわれることなく、お互いの人権を尊重し、個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現が求められています。

富士宮市では、平成11年3月、富士宮市男女共同参画プランを策定し、この取り組みをより一層進めていくため、平成16年4月に「富士宮市男女共同参画推進条例」を制定するとともに、女性センターを男女共同参画センターに名称変更して男女共同参画社会の実現に向けて、新たな一步を踏み出したところです。

この条例に基づき、現「富士宮市男女共同参画プラン」（平成11～17年度）をさらに進め、国の男女共同参画基本計画や静岡県男女共同参画基本計画等を考慮し、整合性を図るとともに新たな時代の動向をふまえ、「第2次富士宮市男女共同参画プラン」（平成18～22年度）を策定しました。

この計画は、基本的施策と施策の方向、推進体制を明確にして、施策を推進するものです。推進にあたっては、行政はもとより、市民の皆様や企業、関係機関の方々とともに、着実な推進を図っていきたいと考えておりますので、一層のご理解とご協力をお願いいたします。

女性も男性も、互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合い個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現は、この富士宮市にとって、より大きな発展と活性化をもたらすものであると確信しています。

最後に、この計画を策定するにあたり、答申をいただいた富士宮市男女共同参画審議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見、ご提言をいただいた関係の方々に心から感謝申し上げます。

平成18年3月

富士宮市長 小室 直義

第1章

計画の策定にあたって

- 1 計画策定の目的
- 2 計画の構成
- 3 計画の位置づけ
- 4 計画の期間
- 5 計画の体系

1 計画策定の目的

すべての人の人権が尊重され、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は21世紀の我が国社会を決定する最重要課題であります。

富士宮市においては、平成11年(1999年)3月、「富士宮市男女共同参画プラン」を策定し、従来からの固定的性別役割分担を解消することで、男性も女性もその性別にこだわることなく、社会のあらゆる分野で共に個性や能力を発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けた様々な施策を推進してきました。

しかし、このような取り組みにもかかわらず、現実には、性別による固定的な役割分担意識や、これに基づく社会慣行が依然として残っています。

このため、富士宮市では、平成16年(2004年)4月、「富士宮市男女共同参画推進条例」を公布、施行し、男女共同参画社会の推進を図るとともに、豊かで充実した人生を送ることができるよう、安らぎと活力にみちた社会の実現を目指しています。

現在の「富士宮市男女共同参画プラン」をさらに進め、条例の基本理念に基づき、最近の社会問題等を考慮し、男女共同参画社会の実現のために基本的施策を定めるとともに、市・市民・事業者が協力し、総合的かつ計画的に推進するため、基本計画を策定します。



2

計画の構成

(1) 基本目標

男女共同参画社会の実現

—男女が互いの人権を尊重し、個性と能力を発揮できるまち—

(2) 基本理念

富士宮市男女共同参画推進条例第3条の基本理念に基づき、基本的施策を総合的かつ計画的に推進します。

- ①人権の尊重と男女の平等
- ②社会における制度又は慣行の見直し
- ③政策等の立案及び決定における共同参画の機会の確保
- ④家庭生活と職業生活その他の社会における活動の両立
- ⑤男女の互いの性の尊重と生涯にわたる心身の健康への配慮
- ⑥国際的視野で取り組む男女共同参画

(3) 基本的施策

- ①男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革
- ②男女の人権の尊重と男女平等に関する教育や学習の充実
- ③政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
- ④地域における男女共同参画の推進
- ⑤就労の場における男女平等の推進
- ⑥家庭生活と職業生活その他の社会における活動の両立
- ⑦生涯にわたる男女の健康支援
- ⑧女性に対する暴力の根絶
- ⑨国際的視野で取り組む男女共同参画の推進

3 計画の位置づけ

- (1) 「男女共同参画社会基本法」及び「富士宮市男女共同参画推進条例」に基づくものであり、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進する基本となるものです。
- (2) 平成11年（1999年）3月に策定した「富士宮市男女共同参画プラン」の成果を引き継ぐものです。
- (3) 平成18年度（2006年度）を初年度とする「第4次富士宮市総合計画」の部門別計画であり、総合計画との整合性を図ります。

4 計画の期間

(1) 基本計画（基本目標・基本理念・基本的施策）

計画期間は、平成18年度（2006年度）から平成27年度（2015年度）の10か年とします。

(2) 実施計画（施策の方向・具体的施策）

計画期間は、平成18年度（2006年度）から平成22年度（2010年度）の5か年とします。ただし、社会情勢の変化や事業の進行に応じて、必要な見直しを行います。

5-1 計画の体系

将来都市像

— 富士山の自然に抱かれた やさしく元気なまち —

基本目標

男女共同参画社会の実現

— 男女が互いの人権を尊重し 個性と能力を発揮できるまち —

基本理念

- 1 人権の尊重と男女の平等
- 2 社会における制度又は慣行の見直し
- 3 政策等の立案及び決定における共同参画の機会の確保
- 4 家庭生活と職業生活その他の社会における活動の両立
- 5 男女の互いの性の尊重と生涯にわたる心身の健康への配慮
- 6 国際的視野で取り組む男女共同参画

基本的施策

- (1) 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革
- (2) 男女の人権の尊重と男女平等に関する教育や学習の充実
- (3) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
- (4) 地域における男女共同参画の推進
- (5) 就労の場における男女平等の推進
- (6) 家庭生活と職業生活その他の社会における活動の両立
- (7) 生涯にわたる男女の健康支援
- (8) 女性に対する暴力の根絶
- (9) 国際的視野で取り組む男女共同参画の推進

5-2 計画の体系

基本理念

富士宮市男女共同参画推進条例 第3条

- 1 人権の尊重と男女の平等
- 2 社会における制度又は慣行の見直し
- 3 政策等の立案及び決定における共同参画の機会の確保
- 4 家庭生活と職業生活その他の社会における活動の両立
- 5 男女の互いの性の尊重と生涯にわたる心身の健康への配慮
- 6 国際的視野で取り組む男女共同参画

基本的施策

- (1) 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革
- (2) 男女の人権の尊重と男女平等に関する教育や学習の充実
- (3) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
- (4) 地域における男女共同参画の推進
- (5) 就労の場における男女平等の推進
- (6) 家庭生活と職業生活その他の社会における活動の両立
- (7) 生涯にわたる男女の健康支援
- (8) 女性に対する暴力の根絶
- (9) 国際的視野で取り組む男女共同参画の推進

推進体制

- 1 計画を推進する体制の整備
- 2 市民参画による推進体制と拠点の充実
- 3 計画の進捗状況の点検・評価
- 4 計画の進捗状況の情報公開

施策の方向

- ① 男女共同参画の視点に立った行政施策の推進
- ② 男女共同参画の市民意識の啓発の促進
- ③ 男女共同参画に関する調査及び情報収集と提供

- ① 学校における人権の尊重、男女平等を推進する教育の充実
- ② 家庭、職場、社会における男女平等教育の推進
- ③ 生涯学習の場における男女共同参画の推進

- ① 審議会等、市政への女性の参画の拡大
- ② 市役所における女性の職域拡大と登用促進
- ③ 民間企業や各種団体における方針決定過程への女性の参画支援
- ④ 女性の人材育成の支援

- ① 地域団体における男女共同参画の促進
- ② 地域の一員としての地域活動への男女共同参画の促進

- ① 男女均等な雇用機会と待遇の確保の推進・啓発
- ② 男女の雇用機会の拡大
- ③ 女性の職業意識の向上と能力発揮の支援
- ④ 女性の再就職に向けての支援
- ⑤ 農業や商工業等自営業における男女共同参画の推進

- ① 家庭における家事・子育て・介護への参画を促進するための情報や学習機会の提供
- ② 子育て・介護の社会支援策や相談体制の充実
- ③ ひとり親家庭への支援策の充実
- ④ 高齢者が安心して暮らせる条件整備

- ① 性と健康についての知識の普及
- ② 母性の保護と母子保健の推進
- ③ 生涯にわたる心身の健康づくりの支援
- ④ スポーツ・レクリエーション活動の充実と促進

- ① 暴力防止の広報・啓発・情報提供
- ② 暴力を受けた女性への支援を行うための相談体制の充実と関係機関の連携

- ① 在住外国人が参加しやすい男女共同参画の推進
- ② 国際交流・協力活動を通じた男女共同参画の推進

第2章

基本計画の内容

基本的施策

- 1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革
- 2 男女の人権の尊重と男女平等に関する教育や学習の充実
- 3 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
- 4 地域における男女共同参画の推進
- 5 就労の場における男女平等の推進
- 6 家庭生活と職業生活その他の社会における活動の両立
- 7 生涯にわたる男女の健康支援
- 8 女性に対する暴力の根絶
- 9 国際的視野で取り組む男女共同参画の推進

施策の方向の表中、具体的施策の「区分」の表示について

継続：男女共同参画プランから引続き実施している事業

新規：第2次男女共同参画プランに新たに掲載した事業で既に実施している事業

検討：第2次男女共同参画プランに新たに掲載した事業で計画期間中に事業化を検討するもの

随時：第2次男女共同参画プランの期間中に随時事業実施するもの

基本的施策 1

男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革

【現状と課題】

「男は仕事、女は家庭」に代表される社会的・文化的に形成された固定的な性別役割分担意識を反映した制度や慣行は、家庭、地域、学校、職場などさまざまな分野に残っているため、個人の生き方を制約し、個性や能力の発揮を妨げるなど、男女共同参画の推進を阻害する要因となっています。

このため、女性も男性もその個性や能力を発揮し、自らの意思であらゆる分野に参画していける社会を築くために、男女の人権の尊重の視点に立ち、人々の意識に根強く残っている性別役割分担の意識改革を図るための広報・啓発活動、情報提供や社会制度・慣行を見直すための環境の整備が求められています。

【関連条文】 富士宮市男女共同参画推進条例

第3条（基本理念）

(2) 性別による固定的な役割分担意識を反映した社会における制度又は慣行を見直し、男女が社会における活動において自由な選択ができること。

第10条（情報の表示に関する配慮）

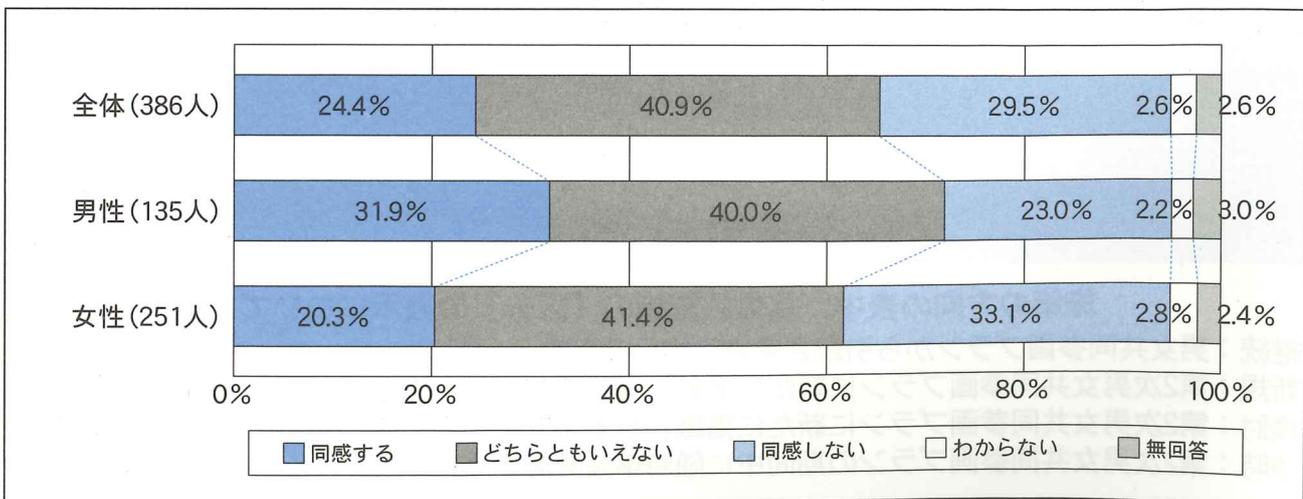
何人も、情報を公衆に表示するときは、男女共同参画の推進に配慮した表現を用いるよう努めるものとする。

第12条（調査研究）

市長は、男女共同参画推進施策を策定し、かつ、実施するため、必要な調査及び研究を行うものとする。

【参考資料】

性別役割分担について「男は仕事・女は家庭」という考え方をどう思いますか



男女共同参画に関する市民意識調査(平成14年11月)

施策の方向

(1) 男女共同参画の視点に立った行政施策の推進

女性も男性もその個性や能力を発揮し、自らの意思であらゆる分野に参画していただけるように、家庭、地域、学校、職場などにおける制度や慣行を見直すとともに、環境の整備に努めます。

施策番号	具体的施策	施策の内容	区分	所管
1101	行政全般にわたる男女共同参画の視点に立った施策の推進	市民との協働による各種計画策定を推進します	新規	行政経営課
1102	だれもが使いやすい公共施設の整備	高齢者や障害者、妊産婦や子ども連れ女性に配慮した公共施設の整備に努めます	継続 新規	建築指導課 水とみどりの課

(2) 男女共同参画の市民意識の啓発の促進

男女共同参画に関する市民の理解を深め、性別による固定的な役割分担意識を見直すため、広報・啓発活動に努めます。

施策番号	具体的施策	施策の内容	区分	所管
1201	各種媒体を利用した啓発の推進	広報ふじのみや・ホームページ等を利用した啓発を推進します	継続	生涯学習課
1202	男女共同参画を啓発するための講座等の開催	男女共同参画について、市民の理解や関心を高めるための講座・講演会を開催します	継続	生涯学習課
1203	行政の刊行物における男女共同参画の視点の導入	広報等市の発行物について、男女共同参画の視点に立った表現等に努めます	継続 継続	秘書広報課 生涯学習課

(3) 男女共同参画に関する調査及び情報収集と提供

男女共同参画に関する調査の実施や統計資料を収集し、市民の男女共同参画の現状を把握するとともに、情報提供に努めます。

施策番号	具体的施策	施策の内容	区分	所管
1301	男女共同参画に関する情報の収集と提供	国・県・市の男女共同参画に関する情報を収集し、提供します	継続	生涯学習課
1302	男女共同参画に関する調査の実施	男女共同参画に関する意識調査等を実施し、施策への反映に努めます	継続	生涯学習課
1303	マス・メディアへの情報提供の強化	新聞、ラジオ等に対して、男女共同参画に関する事業情報を積極的に発信します	継続	生涯学習課

基本的施策 2

男女の人権の尊重と男女平等に関する教育や学習の充実

【現状と課題】

生きがいや自己実現の場を求めて、生涯学習や市民活動への参加に意欲を持つ市民が増えてきています。男女共同参画社会は、すべての人の人権が尊重され、性別にかかわらず、あらゆる分野で能力が発揮できる機会が確保される社会です。

このため、性別にかかわらず一人ひとりが主体的で多様な生き方ができるよう家庭、学校、職場、地域社会などあらゆる場で生涯をとおして男女平等を推進する教育・学習の充実が必要です。

また、男女共同参画社会の形成といった視点に立てば、女性も男性も、あらゆる学習の場によってしっかりと知識を身につけることで、自由に多様な生き方を選択できることが可能になり、そのためには「いつでも、どこでも、だれでも」参加できる生涯学習の機会の充実に努める必要があります。

【関連条文】 富士宮市男女共同参画推進条例

第3条（基本理念）

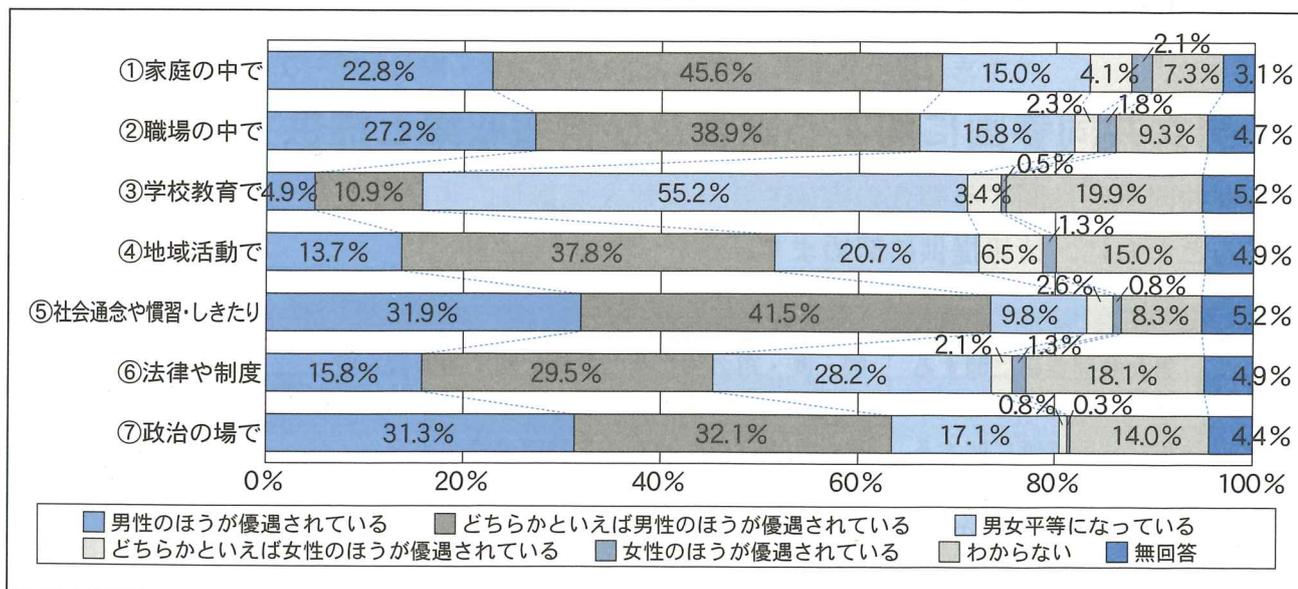
(1) 男女が共に、人としての尊厳が重んぜられること、性別による差別的取扱いを受けないこと、個人として能力を発揮する機会が確保されること、人権侵害である身体的、精神的、性的暴力等あらゆる暴力が根絶されること、その他の男女の人権が尊重されること。

第9条（教育の場における男女共同参画の推進）

何人も、家庭教育、学校教育、職場教育、社会教育その他の教育の場において、男女共同参画を推進するよう努めるものとする。

【参考資料】

男女の平等観について「各分野における男女平等度」についてどう思いますか



男女共同参画に関する市民意識調査(平成14年11月)

▶ 施策の方向 ▶

(1) 学校における人権の尊重、男女平等を推進する教育の充実

学校教育のあらゆる場において、すべての人の人権が尊重される教育、学習の充実を図るとともに、性別にかかわらず一人ひとりが主体的で多様な生き方ができるよう、男女共同参画の視点に立った教育や学習の充実を図ります。

また、教員自らの価値観や言動が児童・生徒に与える影響は大きく、男女平等教育に関する理解が重要であることから、教員に対しての平等教育に関する研修を充実します。

施策番号	具体的施策	施策の内容	区分	所管
2101	教職員等における男女共同参画の推進	校長・教頭の管理職や各主任等への女性の登用を進めます	継続	学校教育課
		教職員等へ男女共同参画について研修を実施します	継続 新規	学校教育課 児童福祉課
2102	男女共同参画の視点に立った教育内容の充実	心身の発達段階に応じた性に関する教育を推進します	継続	学校教育課
		道徳や学級活動において人権教育を推進します	継続	学校教育課
		職場訪問や職業の体験学習を推進します	新規	学校教育課
		男女共同参画を考える副読本や教材を活用した授業に向けて研究を推進します	新規	学校教育課
2103	男女共同参画の視点に立った進路指導の実施	性別にかかわらず、個性と能力を尊重した進路指導を推進します	継続	学校教育課
2104	男女共同参画の視点に立った保健相談の充実	思春期の性に関する悩みや不安に対応するため、小中学校の保健相談を充実します	新規	学校教育課
2105	学校行事における男女共同参画の推進	授業参観など学校行事へ男性も積極的に参画できるように配慮します	継続	学校教育課

(2) 家庭、職場、社会における男女平等教育の推進

家庭、職場、社会において性別による固定的役割分担意識にとらわれることのない男女平等の教育・学習を推進します。

施策番号	具体的施策	施策の内容	区分	所管
2201	あらゆる学習機会における男女共同参画の視点の導入	公民館等で開催する学習に男女共同参画の内容を盛り込みます	検討	生涯学習課
2202	啓発のための講座・講演会の開催	男女共同参画に対する、市民の理解や関心を深めるための講座・講演会を開催します	継続	生涯学習課
2203	生涯学習を推進するための女性指導員の充実	生涯学習・文化・スポーツ活動を推進するため、女性の社会教育指導員を充実します	継続 継続 継続 検討	生涯学習課 文化課 スポーツ振興課 中央図書館
2204	あらゆる学習機会における男性の参加促進	家庭教育に関する学習事業の開催時間や内容を改善し、夫婦や男性を対象にした学習機会の提供に努めます	新規	生涯学習課

(3) 生涯学習の場における男女共同参画の推進

女性も男性も、学習活動によって知識を身につけ、男女が共に個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現に向け、いつでも、どこでも、だれでもが学びたいときに学べる生涯学習の機会の充実に努めます。

施策番号	具体的施策	施策の内容	区分	所管
2301	講座・講演会等への市民参画の推進	従来の参加型から参画型への転換を目指し、市民企画により運営される講座、講演会を開催します	継続 新規	生涯学習課 中央図書館
2302	公共施設の有効活用の推進	余裕教室や出張所などの公共施設を有効活用し、学習機会の場の提供に努めます	継続	生涯学習課
2303	学習機会の拡充	講座等の時間や内容等を工夫し、これまであまり学習に参加していなかった、男性や若年層の学習機会の拡充に努めます	継続 新規	生涯学習課 中央図書館
2304	学習機会拡充のための情報提供	学習に関連した資料の収集に努め、広く市民に提供します	継続	生涯学習課
2305	学習機会拡充のための調査	市民ニーズを的確に把握し、そのニーズにあった学習機会を提供するため、生涯学習に関するアンケート調査を実施します	継続	生涯学習課
2306	学習機会提供の場の整備充実	地域の学習活動の拠点となる公民館等を整備するとともに、社会教育指導員を配置するなど、ハード、ソフト両面からの充実に努めます	継続	生涯学習課
2307	学習機会の拡充のための託児制度の充実と活用	子育て中の女性が学習活動に参加できるよう、託児ボランティアの充実に努めます	継続	生涯学習課
		一時託児付きの講座や教室、講演会を実施します	継続 継続 新規 新規	生涯学習課 中央図書館 生活環境課 市民安全課

基本的施策 ③

政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

【現状と課題】

男女が、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、等しく政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担う男女共同参画社会の実現のためには、政策方針決定過程や民間団体における方針決定過程に男女が対等に参画する機会を確保することが重要です。

しかし、現状ではこうした政策・方針決定過程における女性の参画は少なく、男性主導で進められている場合が多く見られます。

行政の分野においては、法律や条例、規則、要綱等により設置されている審議会、委員会への女性の登用率は、平成17年（2005年）で28.4%と低い状況にあります。今後、市は率先して、女性の人材育成に努めるとともに、女性委員の積極的登用を進め、女性の意見を市政へ反映させる必要があります。また、民間企業や団体等における女性の登用を促進するための情報提供や啓発に努める必要があります。

【関連条文】 富士宮市男女共同参画推進条例

第3条（基本理念）

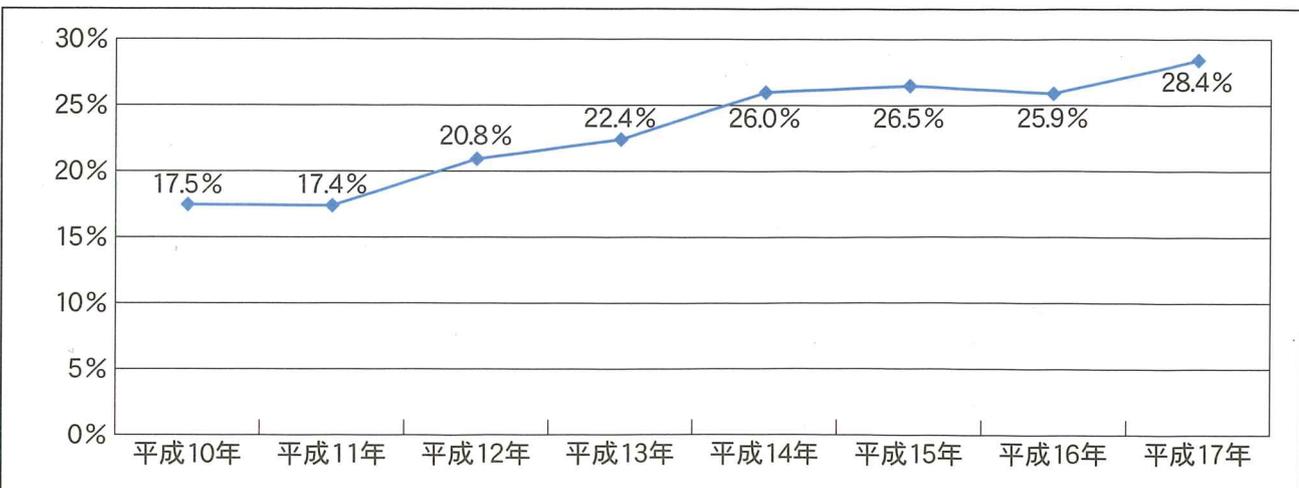
(3) 男女が、社会の対等な構成員として、市又は事業者における政策又は方針の立案及び決定に共に参画する機会が確保されること。

第4条（市の責務）

3 市は、市民及び事業者と連携し、及び協力するとともに、市民及び事業者が男女共同参画の推進のために行う活動の支援に努めるものとする。

【参考資料】

富士宮市の審議会等における女性委員の登用状況



(4月1日現在)

▶ 施策の方向 ▶

(1) 審議会等、市政への女性の参画の拡大

政策・方針決定過程における女性の参画を推進するため、人材に関する情報を収集・整理し、情報提供することにより、審議会等女性委員の積極的な登用を図ります。

施策番号	具体的施策	施策の内容	区分	所管
3101	市の審議会等への女性の登用促進	女性委員のいない審議会等の解消を図るとともに、すべての審議会等で女性委員の比率35%を目標に、より積極的な女性の登用を計画的に進めます	継続 新規	関係課 生涯学習課
3102	市の審議会等への女性の登用促進の状況調査	審議会等への女性の登用促進の状況を調査します	継続	生涯学習課

(2) 市役所における女性の職域拡大と登用促進

女性職員の意見が行政の広い分野に活かされるよう、職域の拡大と能力開発を進めます。また、市の政策・方針決定過程へ女性職員の参画を推進するため、研修の充実や適正な人事評価により、管理職への登用を促進します。

施策番号	具体的施策	施策の内容	区分	所管
3201	女性職員の職域拡大の促進	女性職員が特定の分野に偏らないよう、職務内容を見直し、職域の拡大を促進します	継続	人事課
3202	女性職員の職域拡大のための研修	女性職員の能力が行政の幅広い分野に活かされるよう、積極的にさまざまな研修を行い、能力開発を図ります	継続	人事課
3203	女性職員の管理職への登用	女性職員の管理職への登用を促進します	継続	人事課
3204	女性職員の管理職への登用促進のための意識改革	女性職員の積極的育成と能力開発について、職員を対象とした研修を実施します	継続	人事課

(3) 民間企業や各種団体における方針決定過程への女性の参画支援

民間企業や各種団体における方針決定への女性の参画を促進するため、民間企業や団体等に対して、管理・指導的立場への女性の登用についての広報・啓発や情報提供に努めます。

施策番号	具体的施策	施策の内容	区分	所管
3301	民間企業や各種団体に対する女性の登用促進についての情報提供、啓発	企業や各種団体に対し、個人の才能や個性を活かした女性の登用について、情報提供、啓発に努めます	随時	商工観光課
3302	民間企業や各種団体等における女性の登用状況調査の実施	企業や各種団体に対し、女性の登用状況調査を実施します	継続	生涯学習課
3303	民間団体における女性グループの支援	地域産業の振興に取り組む女性グループを支援します	継続 継続	商工観光課 農政課

(4) 女性の人材育成の支援

女性が自らの意思によってあらゆる分野に参画するための多様な能力をつけるため、学習機会や情報の提供に努めます。

施策番号	具体的施策	施策の内容	区分	所管
3401	女性の人材情報の充実と活用	幅広い知識を持ち審議会等においても積極的に発言できる女性の人材情報の充実と活用を図ります	継続	生涯学習課
3402	女性リーダーの育成	農林水産物を活用した特産品の研究・開発等による振興や魅力ある店づくりに取り組む女性リーダーや商店街の振興などに取り組む女性リーダーの育成の支援に努めます	継続 継続	商工観光課 農政課

基本的施策 4

地域における男女共同参画の推進

【現状と課題】

地域における団体の活動（町内会、PTAなど）では、実際は女性が担っているにもかかわらず、現状では、多くの男性が、主導権を握っている場合が多いことから、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づいた社会慣行を見直し、女性の意見が反映されるような組織づくりが求められています。

このため、地域に残っている社会慣行を、男女共同参画の視点に立って見直すことや、地域で活動を行う団体の方針決定過程に男女が共に参画する機会の確保に努めていくことが大切であると考えます。

また、今日では団体活動は、町内会、PTAなどの地域団体にとどまらず、地域を越えて組織されているボランティア、NPOなどの団体もまちづくりに参画しています。

このような団体活動に対して、男女共同参画を推進するための情報の提供や活動拠点の整備が求められています。

【関連条文】 富士宮市男女共同参画推進条例

第3条（基本理念）

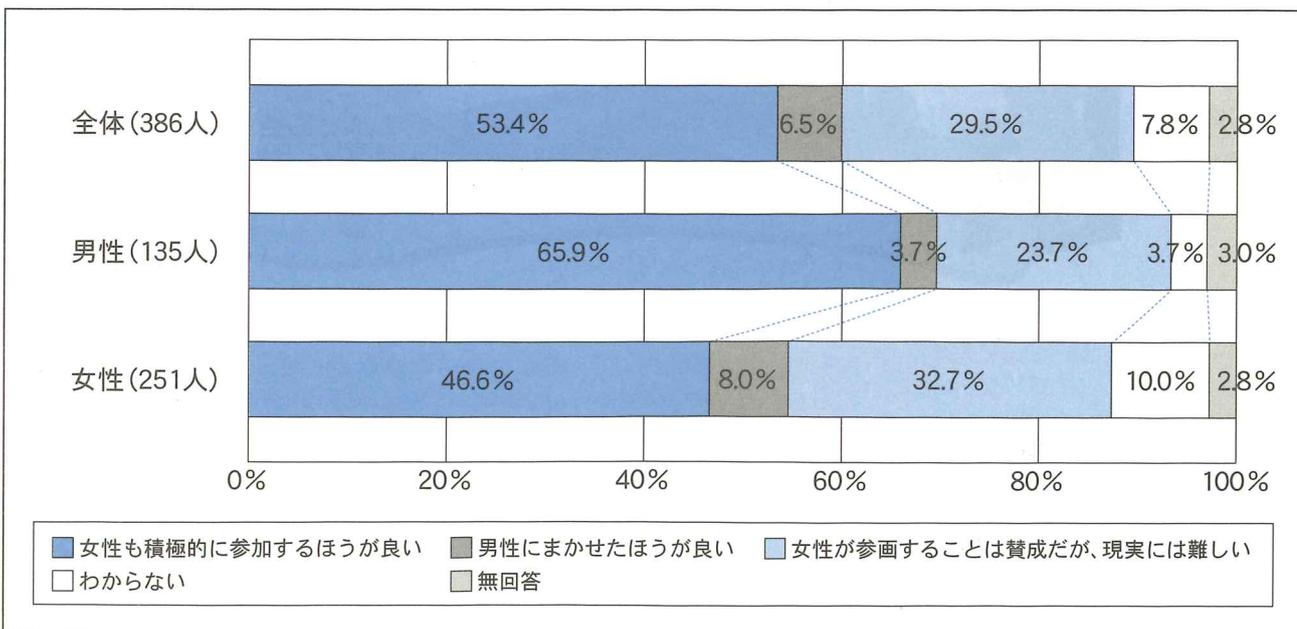
(2) 性別による固定的な役割分担意識を反映した社会における制度又は慣行を見直し、男女が社会における活動において自由な選択ができること。

第8条（地域における男女共同参画の実現）

何人も、地域における団体の活動において、男女共同参画の実現を図るよう努めるものとする。

【参考資料】

「地域活動における女性参画」についてどう思いますか



男女共同参画に関する市民意識調査(平成14年11月)

▶ 施策の方向 ▶

(1) 地域団体における男女共同参画の促進

地域団体における方針決定の場への女性の参画を促進するため、あらゆる機会をとらえ、情報の提供や啓発に努めます。

施策番号	具体的施策	施策の内容	区分	所管
4101	女性ネットワークづくりの推進	市民活動グループ等、まちづくりに関わる女性や女性団体に対し、活動場所や情報の提供などの支援を行い、ネットワークづくりを進めます	継続	生涯学習課
4102	地域活動における男女共同参画を推進するための広報、啓発、情報提供	地域活動における男女共同参画を推進するための広報、啓発、情報提供に努めます	継続 継続	生涯学習課 市民安全課
4103	地域団体における女性の登用促進	地域団体の活動において、「役職者は男性」といった意識をあらため、女性の登用について啓発に努めます	継続 継続 継続	市民安全課 生涯学習課 高齢者福祉課
4104	女性団体等を支援するための活動拠点の整備	女性団体等の活動を支援するために、拠点となる男女共同参画センターの充実に努めます	継続	生涯学習課

(2) 地域の一員としての地域活動への男女共同参画の促進

男女がともに、地域におけるさまざまな活動に参画できるよう、情報の提供や啓発に努めます。

施策番号	具体的施策	施策の内容	区分	所管
4201	地域の安全活動等における男女共同参画の推進	地域における防災活動や交通安全活動等について、女性の意見が反映されるよう努めます	継続 継続	防災危機管理課 市民安全課
4202	地域の市民活動を進めるための情報提供・相談体制の充実	だれもが参加しやすい市民活動とするために、情報提供や相談事業を行います	継続	市民安全課
4203	地域における女性グループの支援と交流促進	女性グループ間の交流を促進し、活動発表を支援します	継続	生涯学習課

基本的施策 5 就労の場における男女平等の推進

【現状と課題】

就労の場において、男女が等しく働き、その個性と能力を発揮する機会を持つことは、男女共同参画社会の最も基本的な条件のひとつですが、就業の機会や職場における男女の格差は、いまだに残っています。特に、家事、育児等の家庭責任のためにいったん職場を離れた女性は、再就職することが大変困難な状況にあります。就労の場における男女平等が進まない背景には、女性が家事や育児といった家庭責任の多くを担っているため、就業機会を得にくいことや補助的な労働に就かざるを得ないといった現実があります。

近年の少子高齢化の進展により、女性の就業と能力開発の必要性は一層拡大することが予想され、性別による処遇格差の是正、仕事の内容と意欲や能力に応じた均等な待遇が確保される必要があります。

また、農業や商工業等自営業に携わる女性については、生産や加工、流通といった分野で大変重要な役割を果たしています。こうした労働の場では女性の労働を正當に評価する仕組みづくりも求められています。

【関連条文】 富士宮市男女共同参画推進条例

第3条（基本理念）

(4) 男女が、家庭はすべての分野にかかわる重要かつ基本的な場であるとの認識に立ち、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について、家族の一員としての責任を持ち、その役割を円滑に果たすとともに、職業生活その他の社会における活動とが両立できるようにすること。

第6条（事業者の責務）

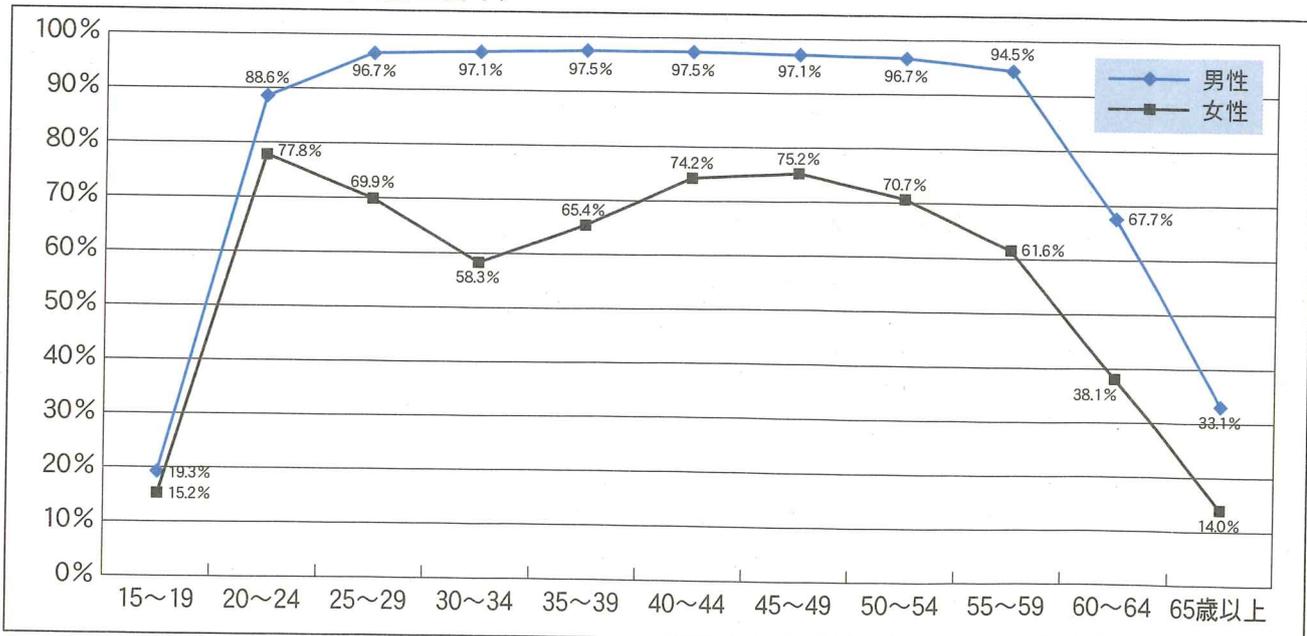
事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動において男女共同参画の推進体制を整備し、就労者の職業生活及び家庭生活における活動の両立を支援するため、就労環境を整備するよう努めるものとする。

2 事業者は、就労者に対し、就労に関する男女共同参画の推進に役立つ情報を提供するよう努めるものとする。

3 事業者は、市が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めるものとする。

【参考資料】

男女の年齢階級別労働力率(富士宮市)



国税調査報告(平成12年)

▶ 施策の方向 ▶

(1) 男女均等な雇用機会と待遇の確保の推進・啓発

募集・採用・配置・訓練・昇進・賃金・福利厚生など、雇用のあらゆる面で男女の平等が確保され、女性がその能力を十分発揮できるよう「労働基準法」「男女雇用機会均等法」「育児・介護休業法」「パートタイム労働法」等の趣旨に沿った適正な運営がされるよう、企業への啓発に努めます。

施策番号	具体的施策	施策の内容	区分	所管
5101	労働条件に関する情報の収集、提供	パンフレットの配布や広報誌の掲載等を通じて「男女雇用機会均等法」や労働条件に関する啓発に努めます	継続	商工観光課
5102	企業における男女共同参画の調査	企業における男女共同参画の推進についての調査	随時	生涯学習課

(2) 男女の雇用機会の拡大

就業分野の拡大を図り、男女の雇用機会を確保するため、企業等の誘致に努めます。

施策番号	具体的施策	施策の内容	区分	所管
5201	就業機会の拡大促進	企業誘致を図り、女性の雇用の拡大を推進します	継続	商工観光課
5202	就業機会に関する情報の提供	内職相談員による、就業に関する相談事業を推進するとともに、地域産業と学校等との交流事業を実施し、新規学卒者などへの就職情報の提供に努めます	継続	商工観光課

(3) 女性の職業意識の向上と能力発揮の支援

女性の職業人としての自覚を育て、職業に関する知識や技術習得の機会を充実させ、働く女性の情報交換等による活性化を促し、女性の職業能力の育成を図ります。

施策番号	具体的施策	施策の内容	区分	所管
5301	労働知識の啓発及び学習機会の充実	充実した職業生活が送れるよう、労働に関する権利や法律・制度の啓発、学習機会の充実に努めます	継続	商工観光課
5302	女性の就業分野の拡大に関する情報提供	パートタイムガイダンスや内職相談の実施、広報誌、地方紙などを活用し、女性の就業分野の拡大を図るよう情報提供に努めます	継続	商工観光課

(4) 女性の再就職に向けての支援

育児・介護等により退職した人で再就職をめざす女性に対して、必要な知識・技術の習得に関する支援をします。

施策番号	具体的施策	施策の内容	区分	所管
5401	女性再雇用制度の普及促進	21世紀職業財団と連携し、女性再雇用制度について、パンフレットの配布や、広報誌、地方紙等を通じて啓発を図ります	継続	商工観光課
5402	再就職のための学習機会の提供	再就職に必要な、職業技術を習得するための学習機会を提供します	継続	生涯学習課
5403	起業支援の推進	SOHO設立に向けた希望者に対する支援をします	新規	商工観光課

(5) 農業や商工業等自営業における男女共同参画の推進

農業や商工業等自営業に携わる女性については、生産や加工、流通といった分野で大変重要な役割を果たしているため、女性の労働を適正に評価し、経営に参画させていくための啓発に努めます。

施策番号	具体的施策	施策の内容	区分	所管
5501	農業や商工業等自営業に従事している女性の経営参画を促進するための啓発	女性の働きを正當に評価するための啓発及び経営への参画を促進します	新規 検討	商工観光課 農政課

基本的施策 ⑥

家庭生活と職業生活その他の社会における活動の両立

【現状と課題】

男女共同参画社会を実現するためには、男女が、家庭はすべての分野にかかわる重要かつ基本的な場であるとの認識に立ち、家庭責任を相互に協力して担い、職業生活やその他の社会における活動と両立させていくことが重要です。

しかし、女性の就労の有無にかかわらず、家事、育児、介護等の責任のほとんどを女性が担っているという現状があるため、女性が継続して働くことや、積極的に社会の活動に参画していくことが難しい状況にあります。

男女が共に家庭責任を担い、職業生活やその他の活動と両立していくためには、家庭生活の重要性を認識し、育児や介護を社会コストとして捉えて、雇用システムや行政施策、地域の中で支援する体制が求められています。

男女が共に育児・介護休業を取得しやすい職場環境の整備、家庭生活をともに担うための情報や学習機会の提供、育児、介護支援サービス等の充実が必要となっています。

また、近年、家族の多様化が進行しているため、このような生活のあり方を前提とした育児、介護支援サービスや相談体制の整備も求められています。

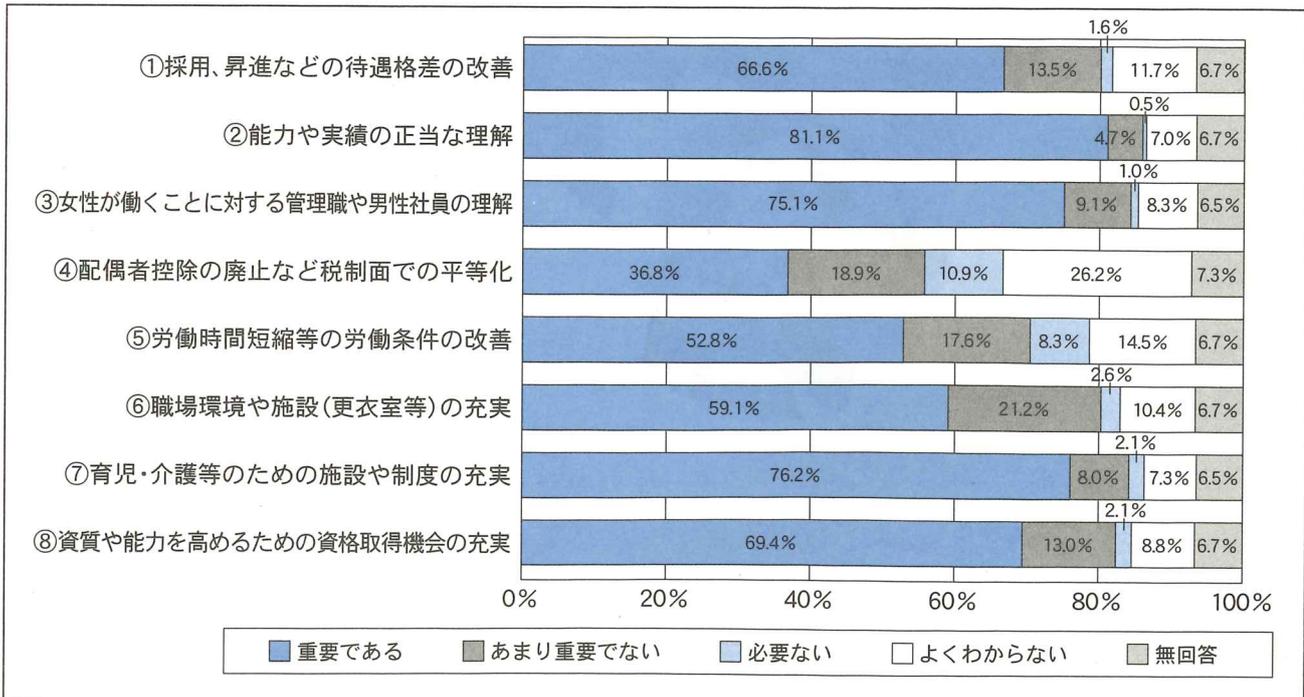
【関連条文】 富士宮市男女共同参画推進条例

第3条（基本理念）

(4) 男女が、家庭はすべての分野にかかわる重要かつ基本的な場であるとの認識に立ち、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について、家族の一員としての責任を持ち、その役割を円滑に果たすとともに、職業生活その他の社会における活動とが両立できるようにすること。

【参考資料】

「女性が仕事を続けていくための対策」としてどんなことが大切だと思いますか



男女共同参画に関する市民意識調査(平成14年11月)

施策の方向

(1) 家庭における家事・子育て・介護への参画を促進するための情報や学習機会の提供

安心して子育て・介護ができるよう、情報提供や学習の機会を充実するとともに、子どもを育てやすい家庭環境づくりに努めます。

施策番号	具体的施策	施策の内容	区分	所管
6101	家庭教育に関する学習機会の提供	家庭教育に関する学習事業について、開催時間や内容等を改善し、夫婦や男性を対象とした学習機会の提供に努めるとともに、男女共同参画の視点を養うための学習を推進します	継続	生涯学習課
6102	家庭生活とその他の生活を両立するための情報提供の充実	家庭と仕事の両立に必要な、保育・介護等に関する情報提供及び育児休業、介護休業制度の啓発に努めます	継続 新規 新規 新規 新規	商工観光課 児童福祉課 高齢者福祉課 人事課 生涯学習課
6103	子育て講座・講演会の開催	子育てに関する講座・講演会を開催し、子育てに関する正しい知識の普及に努めます	継続 新規	児童福祉課 生涯学習課
6104	男性の自立を促進するための学習機会の提供	男性の自立を促進するための知識や技術を提供するための学習会を開催します	新規	生涯学習課
6105	育児、介護を男女が共に担うための学習機会の提供	男性の育児、介護への参加を促進するために必要な技術を学ぶための学習機会の提供に努めます	継続 継続 継続 新規	高齢者福祉課 保健センター 生涯学習課 水とみどりの課

(2) 子育て・介護の社会支援策や相談体制の充実

男女が共に家庭責任を果たしながら、その他の生活との両立が図れるよう、子育て、介護支援策や相談体制の充実に努めます。

施策番号	具体的施策	施策の内容	区分	所管
6201	子育て支援行動計画の推進	次世代育成支援対策推進法に基づく子育て支援行動計画を推進します	新規	児童福祉課
6202	多様な保育サービスの推進	養育者のニーズを踏まえ、低年齢児保育、一時保育、特定保育、総合保育等を拡充するとともに、働く女性の子育てを支援するために公立保育園の開所時間延長を充実します	継続	児童福祉課
6203	ファミリー・サポートセンターの支援	地域における育児の相互扶助を行うファミリー・サポートセンターの支援に努めます	継続	児童福祉課
6204	育児サークル等の育成支援、交流促進	母親が子どもの健康や遊びなどについて、話し合う育児サークルの育成に努めます	継続 新規	生涯学習課 保健センター

施策番号	具体的施策	施策の内容	区分	所管
6205	保育サービスに関する調査の実施	多様化する保育ニーズに的確に対応するため、養育者に対して保育に関する調査を行い、保育サービスへの反映に努めます	継続	児童福祉課
6206	子育てにおける保護者負担の軽減	子育てにかかる経済的負担を軽減するため、乳幼児医療費助成など、公的助成制度の充実に努めます	継続	児童福祉課
6207	地域における児童養育活動の推進	地域における児童養育活動の推進を目指し、児童クラブの充実や子ども会活動等を支援するとともに、子どもの居場所づくりを推進します	継続 継続	児童福祉課 生涯学習課
6208	幼児教育を推進するための保護者負担の軽減	3歳児からの就園を積極的に推進するため、幼稚園就園奨励費補助を実施します	継続	学校教育課
6209	青少年相談体制の充実	青少年相談センターを中心に、多様化する子どもの相談体制の充実に努めます	継続 新規	生涯学習課 学校教育課
6210	育児相談体制の充実	子育ての不安を解消するための相談を充実します	継続	児童福祉課
6211	地域子育て支援センターの充実	育児相談や保育サービスの情報提供など、子育て支援の拠点として、地域子育て支援センターの充実を図ります	継続	児童福祉課
6212	幼稚園と小学校の連携	幼稚園と小学校が相互の教育内容について理解し合い、お互いに学ぶ事業を推進します	新規 新規	児童福祉課 学校教育課
6213	障害児を持つ親への支援	障害児を持つ親の負担を軽くするための助成及び相談、ホームヘルプサービスやデイサービスの充実に努めます	継続	社会福祉課
6214	地域福祉計画の推進	社会福祉法に基づく地域福祉計画の周知と推進体制の整備に努めます	新規	社会福祉課
6215	地域における介護支援の推進	地域における介護ボランティアの育成等、介護における地域支援の強化を推進します	継続	高齢者福祉課
6216	地域包括支援センターの設置	在宅サービスの拠点となる地域包括支援センターを設置し、既存の在宅介護支援センターとのネットワークを図り、介護事業の円滑・適正な運営に努めます	新規	高齢者福祉課
6217	高齢者の介護に関するサービスの充実と予防	高齢者に対して家事等の援助を行うホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイ等を充実するとともに介護に関する予防等の啓発に努めます	継続	高齢者福祉課
6218	行政サービス利用の広報・啓発・情報提供	介護にかかる行政サービスの利用を促すよう広報・啓発・情報提供に努めます	新規	高齢者福祉課

(3) ひとり親家庭への支援策の充実

母子・父子家庭の自立と生活の安定を図るため、家庭と仕事の両立を支援するとともに各種の相談体制を充実します。

施策番号	具体的施策	施策の内容	区分	所管
6301	ひとり親家庭に対する相談体制の充実	ひとり親家庭の悩みや課題に対して、民生児童委員、主任児童委員等との連携を図りながら、適切な指導、相談のできる体制を充実します	継続	児童福祉課
6302	母子家庭等の生活安定の支援	母子家庭等の生活の安定を図るため、医療費等の助成による支援を行うとともに寡婦福祉基金貸付事業の情報を提供します	継続	児童福祉課

(4) 高齢者が安心して暮らせる条件整備

高齢者が安心して生活し、社会参加できるように、経済的、生活的自立を支援します。

施策番号	具体的施策	施策の内容	区分	所管
6401	高齢者の学習活動の充実	高齢者学級など、高齢者の自主的な学習活動の充実を図ります	継続	生涯学習課
6402	高齢者のボランティア活動と交流機会の充実	高齢者の豊かな知識や経験を生かしながら、生きがい対策にもなる各種のボランティア活動への参加を促進するとともにイベント等を通じて、異世代等との交流を図ります	継続	生涯学習課
6403	高齢者グループ活動の育成	高齢者の余暇活動、コミュニティー活動を支援するため、老人クラブ等の高齢者グループ活動の育成を図ります	継続	高齢者福祉課
6404	高齢者の就業機会の拡充	高齢者が就業を通じて社会参画できるよう、就業機会を提供するシルバー人材センター事業を積極的に支援します	継続	高齢者福祉課
6405	地域における介護支援の推進	地域における介護ボランティアの育成等、介護における地域支援の強化を推進します	継続	社会福祉課
6406	生活自立を支援する講座の開催	男女がともに参加できるような、衣食住に関する生活技術を学ぶ講座を開催します	継続	生涯学習課
6407	ひとり暮らしの老人を支援するサービスの推進	ひとり暮らしの老人を支援するための事業を推進します	新規	高齢者福祉課

基本的施策 7

生涯にわたる男女の健康支援

【現状と課題】

女性と男性が共に生き生きと暮らしていくことができる社会を実現するためには、生涯を通じて心とからだが健康であることが重要であり、男女が共に自立して生きていくための基本的要件でもあります。

このためには、それぞれのライフステージに応じた健康づくりが必要であると同時に男女が互いに身体の特徴を十分に理解し、共に思いやりのある健康づくりが求められています。

特に、女性は妊娠、出産といった身体的特性を備えているため、男性とは異なるさまざまな健康上の問題を抱えています。一方、男性の過労死やストレスによる心身の不調などの問題も指摘されています。また、健康診査、健康相談等を受ける機会の少ない、家庭にいる女性や自営業の女性などに配慮した保健サービスの充実や、働く女性がスポーツや文化活動に参加しやすいような体制づくりはまだ十分とはいえません。

いつまでも、心身ともに健康ではつらつとした人生を過ごすには、仕事一筋、家庭一筋といった単調な生き方ではなく、若いときからの適度な運動、バランスの取れた食事や休養といった基本的な健康づくりや、心豊かに生活することが求められます。

このため、疾病予防や検診による早期発見、早期治療からリハビリテーションにいたる幅広い保健サービスが総合的に行われる体制が必要です。

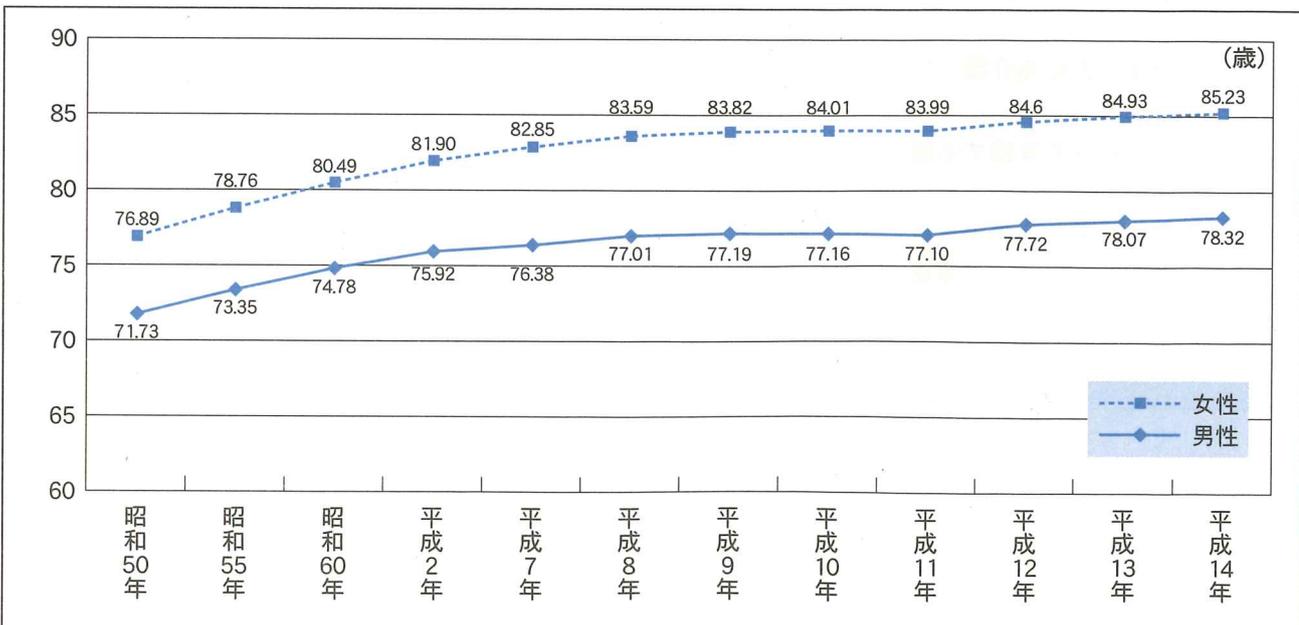
【関連条文】 富士宮市男女共同参画推進条例

第3条（基本理念）

(5) 男女が、互いの性について理解を深め、尊重し合うとともに生涯にわたる心身の健康に配慮されること。

【参考資料】

平均寿命の推移



厚生労働省「完全生命表」

▶ 施策の方向 ▶

(1) 性と健康についての知識の普及

生涯を通じた健康維持のため、互いの性について正しく理解し、尊重し合えるような保健指導や啓発に努めます。

施策番号	具体的施策	施策の内容	区分	所管
7101	男女が互いの性を尊重するための啓発活動の推進	男女が互いの性について尊重するための情報提供等の啓発活動を推進します	継続	生涯学習課
7102	性に関する学習機会の充実	性に関する正しい理解を促すため、小中学生を対象とした学習機会の提供に努めます	継続 新規	学校教育課 保健センター

(2) 母性の保護と母子保健の推進

妊娠、出産といった女性の機能を正しく理解し、その重要性が認識されるよう保健指導や啓発に努めます。また、乳幼児の健全な発育のための保健指導や核家族化、少子化の進む中での母親の育児不安などを解消するため、相談体制を充実します。

施策番号	具体的施策	施策の内容	区分	所管
7201	乳幼児保健の実施	発達段階ごとの健康診査を実施し、異常の早期発見、子育て支援を行い、乳幼児の健全育成を図ります	継続 新規 新規	保健センター 保健センター 児童福祉課
7202	母子保健事業の推進	早期の妊娠届け出を励行させ、妊娠、出産、育児を通じ、母と子の一貫した健康管理と健康の保持増進を図ります 産前産後における母子の健全な育成を図るため、保健師による訪問指導を充実します	継続	保健センター
7203	相談体制の充実	核家族化等により身近な相談相手も無く、育児に戸惑う父母が気軽に相談できるような体制をつくります	継続	児童福祉課
7204	育児への男性の参加促進	育児への父親の積極的な参加を促進し、母子保健についての理解を深めるための教室等を開催します	継続	保健センター

(3) 生涯にわたる心身の健康づくりの支援

男女のライフステージに応じて、心とからだの健康の維持・増進のために、健康診査や健康相談、健康教育など健康づくり支援事業の充実を図ります。

施策番号	具体的施策	施策の内容	区分	所管
7301	健康増進計画の推進	総合的な保健施策を推進します	継続	保健センター
7302	健康意識の啓発	健康まつり、市民健康講座等のイベントや広報誌を通じて、健康づくり意識の啓発を図ります	継続 新規	保健センター 市立病院
7303	エイズ・性感染症に関する予防、相談事業	エイズ・性感染症に関する予防、相談に努めます	継続	保健センター
7304	健康のための予防事業の推進	健康管理と予防のための講座や保健指導、啓発等を行います	継続 新規	保健センター 保険年金課
7305	健康相談事業の実施	健康、精神保健等に関する相談事業の充実を図ります	継続	保健センター
7306	健康診査の充実	成人病を中心とする疾病の早期発見、早期治療を目的として、乳がん、子宮がん及び各種健康診査の充実を図ります	継続	保健センター
7307	食育・地食健身による健康づくり	健康増進のための食材の地産地消を進め心身の健康づくりの推進を図ります	新規	企画調整課

(4) スポーツ・レクリエーション活動の充実と促進

男女が共にスポーツ・レクリエーション活動に親しみ、健康づくりが行えるよう、生活に密着したスポーツ・レクリエーションの奨励・普及を図るとともに、体育施設の有効活用や自主的活動の支援に努めます。

施策番号	具体的施策	施策の内容	区分	所管
7401	各種スポーツ教室等の開催	スポーツ教室や各種スポーツ大会、講演会等の事業を拡大し、女性の参加を促進します	継続	スポーツ振興課
7402	スポーツ教室等への女性参加促進	子育て中の女性が、スポーツ教室等に参加しやすいように一時託児を実施します	継続	スポーツ振興課
7403	スポーツ指導者・団体の育成	指導者講習会等を開催して、女性のスポーツ指導者の育成を図るとともに、地域のスポーツイベント等において、女性が積極的に企画・運営に参画できるよう努めます	継続	スポーツ振興課
7404	スポーツ情報の提供	各種スポーツ情報が容易に得られるよう情報を提供し、女性のスポーツに対する関心を高めると共に、参加者の拡大を図ります	継続	スポーツ振興課
7405	スポーツ施設の利用促進	スポーツ施設の有効利用や自主活動の支援を図ります	継続	スポーツ振興課
7406	レクリエーション指導者の養成	団体、地域、事業所等でよりよい人間関係をつくるため、レクリエーション指導者の養成を図ります	継続	生涯学習課

基本的施策 8

女性に対する暴力の根絶

【現状と課題】

これまで女性に対する暴力（セクハラやDV等）は、女性の基本的人権に係る問題であるにもかかわらず、個人的、家庭内、職場内の問題として捉えられ、被害者が潜在化する傾向を持ち、社会的な問題としての認識及び対策は十分ではありませんでした。

これらの暴力の背景には、性別による固定的な役割分担、経済力の格差や上下関係など、男女の置かれている社会状況や女性差別意識に根ざした社会的、構造的問題があります。

平成13年(2001年)10月「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」が施行され、さらに平成16年(2004年)12月に改正・施行され、これまで以上に暴力の定義、被害者の保護・支援が拡大されました。

これらの諸問題を、社会的、構造的問題として捉え、広報、啓発などの予防活動や、相談その後の自立支援まで、関係機関が連携した相談体制の整備が求められています。

【関連条文】 富士宮市男女共同参画推進条例

第3条（基本理念）

(1) 男女が共に、人としての尊厳が重んぜられること、性別による差別的取扱いを受けないこと、個人として能力を発揮する機会が確保されること、人権侵害である身体的、精神的、性的暴力等あらゆる暴力が根絶されること、その他の男女の人権が尊重されること。

第7条（性別による権利侵害の禁止）

何人も、あらゆる場において、性別による差別的取扱いをしてはならない。

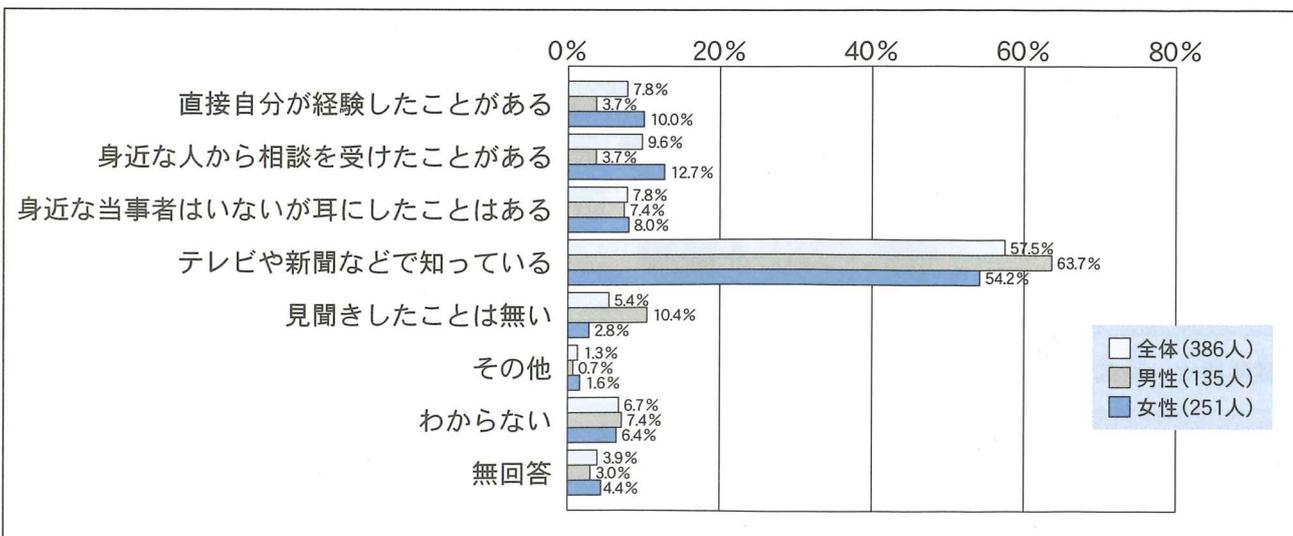
- 2 何人も、あらゆる場において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。
- 3 何人も、夫婦をはじめとするすべての男女間において、身体的、精神的、性的暴力等あらゆる暴力行為を行ってはならない。

第14条（苦情及び相談への対応）

市長は、市民又は事業者からの男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる市の施策に関する苦情及び性別による差別的取扱い等に関する相談に対し、関係機関と連携を図り、適切に対応するよう努めるものとする。

【参考資料】

「夫婦間や恋人からの暴力について」 聞き取ったことがありますか



男女共同参画に関する市民意識調査(平成14年11月)

▶ 施策の方向 ▶

(1) 暴力防止の広報・啓発・情報提供

女性への暴力については、人権侵害であると認識し排除に向けた啓発に努めます。

施策番号	具体的施策	施策の内容	区分	所管
8101	女性への暴力防止の広報・啓発・情報提供の充実	女性への暴力は、深刻な人権問題であるとの視点に立ち、排除に向けての広報、啓発、情報提供の充実に努めます	継続	児童福祉課
8102	女性への暴力に関する実態の把握	女性への暴力に関する実態の把握に努めます	継続 随時	児童福祉課 生涯学習課
8103	セクハラ防止の広報・啓発・情報提供の充実	職場におけるセクハラを防止するため、公共職業安定所等と連携を図りながら、パンフレットの配布等啓発に努めます	継続 継続	商工観光課 人事課
8104	セクハラ防止のための研修会の開催	市職員を対象にセクハラ防止の研修会を開催します	継続	人事課

(2) 暴力を受けた女性への支援を行うための相談体制の充実と関係機関の連携

セクハラ、DV被害者に対して相談、保護、自立など、適切な支援を行うため、相談体制の充実を図るとともに関係機関の連携に努めます。

施策番号	具体的施策	施策の内容	区分	所管
8201	相談体制の充実	暴力で身体的、心理的、経済的に被害を受けている女性に対し、相談窓口を設置するとともに、相談員研修の充実を図ります	継続 継続 継続 継続	児童福祉課 市民安全課 生涯学習課 人事課
8202	関係機関との連携	暴力被害者に対し、適切な相談と支援を行うための市内関係機関・国・県・他市町村とのネットワークづくりを図ります	継続	児童福祉課



基本的施策 9

国際的視野で取り組む男女共同参画の推進

【現状と課題】

国際社会における男女共同参画の取組みに対して、理解を深めることは地域での男女共同参画を推進するために重要なことです。

本市においては、外国人登録者が、平成9年(1997年)には、1,031人に対し、平成17年(2005年)には1,842人と大幅に増加しています。

しかし、言葉や習慣の違う国々から、仕事、結婚等で来日した人々が、地域に溶け込んで暮らすのは容易なことではありません。

男女共同参画社会づくりを身近な課題の一つとして、在住外国人が共に地域の一員として暮らしやすいまちづくりを推進するため、異なる文化や価値観・生活習慣に対するお互いの理解と認識を深めることが必要です。

このため、国際姉妹都市である米国サンタモニカ市や、友好交流関係都市である中国紹興市との交流や学習活動を通じて豊かな国際感覚を身につけるとともに、市民一人ひとりが性別、国籍を問わず人権を尊重し、地域社会の一員として外国人との相互理解と交流を深めることが必要です。

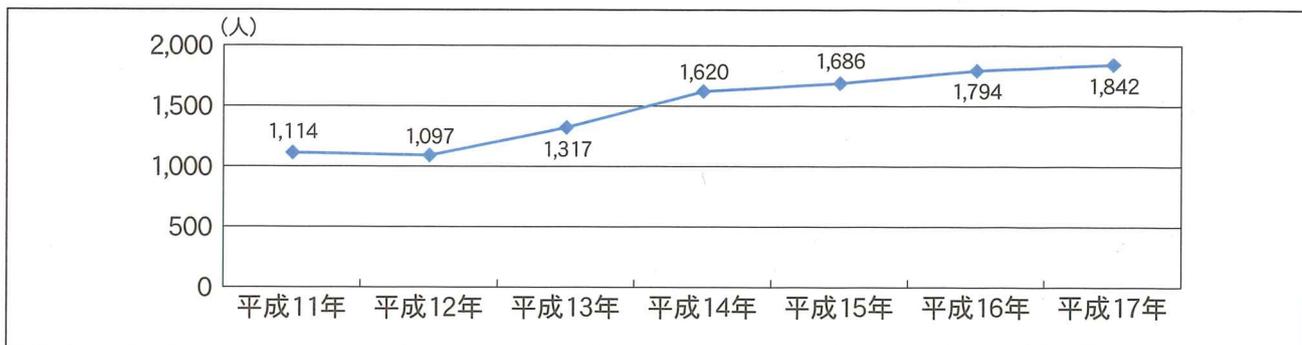
【関連条文】 富士宮市男女共同参画推進条例

第3条 (基本理念)

(6) 男女共同参画の推進が、国際的視野で取り組むべき課題でもあることを認識し、国際社会の動向を踏まえて行われること。

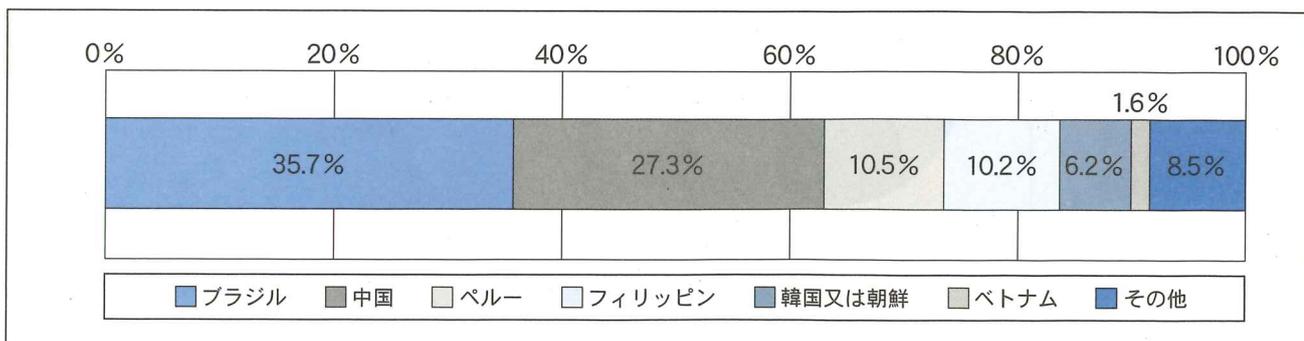
【参考資料】

富士宮市における外国人登録者人口の推移



市民課(4月1日現在)

富士宮市における外国人の国別登録者の内訳



市民課(平成17年3月末現在)

施策の方向

(1) 在住外国人が参加しやすい男女共同参画の推進

在住外国人が市民として、男女共同参画のまちづくりに参加できるよう、地域活動に関する情報収集、提供及び相談体制の充実に努めます。

施策番号	具体的施策	施策の内容	区分	所管
9101	外国人のための日本語能力の育成	外国人の日本語習得のための講座を開催します	継続	秘書広報課
9102	外国人のための行政情報の提供	住民として生活していくために、必要な行政情報を提供します	継続 継続	秘書広報課 生活環境課
9103	外国人に対する相談体制の充実	女性の相談員を設けるなど、在住外国人に対する相談体制を充実します	継続	市民安全課
9104	外国人との交流促進	国際化に対応する意識を高めるために、外国人との交流を促進します	継続	秘書広報課

(2) 国際交流・協力活動を通じた男女共同参画の推進

国際交流・協力活動を通じた国際理解を深め、性別、国籍を問わず人権を尊重し、地域社会の一員として外国人との相互理解と交流を深めるとともに、姉妹都市等との交流事業への市民の積極的参加を促します。

施策番号	具体的施策	施策の内容	区分	所管
9201	国際交流事業の推進	市が行う姉妹都市等との交流事業への市民の積極的参加を促進します	継続 継続	秘書広報課 学校教育課
9202	国際的理解を深めるための講演会の開催	国際的な意識を深めるために、国際理解の講演会やセミナーを開催します	継続 継続	秘書広報課 生涯学習課



第3章

計画の推進体制

- 1 計画を推進する体制の整備
- 2 市民参画による推進体制と拠点の充実
- 3 計画の進捗状況の点検・評価
- 4 計画の進捗状況の情報公開

男女共同参画社会の実現に向けて、市民・事業者との理解と協力が欠かせません。

また、さまざまな分野にかかわる諸問題に総合的に対処するためには、国・県との連携と協力が不可欠です。

そのため、男女共同参画を推進するために次のような体制づくりに努めます。

1 計画を推進する体制の整備

(1) 男女共同参画推進会議

「富士宮市男女共同参画推進会議」（推進会議委員・関係課長）において、富士宮市の男女共同参画の推進に関する施策について審議します。

(2) 男女共同参画審議会

市の条例15条に基づく「富士宮市男女共同参画審議会」において、市長の諮問に対して答申を行うほか、男女共同参画の推進に関する必要な事項について審議します。

(3) 国・県等関係機関との連携

男女共同参画社会の実現に向けて、国・県等関係機関との連携に努めます。

2 市民参画による推進体制と拠点の充実

(1) 市民参画の推進

団体等による男女共同参画を推進するための情報提供やネットワークづくりの支援に努めます。

(2) 男女共同参画センターの充実

男女共同参画社会の実現に向け、市民が主体的に活動する場として「男女共同参画センター」を充実します。

(3) 市民意識の反映

社会情勢の変化によるあらたな課題や市民意識の変化に対応するため、市民意見の聴取に努め、施策への反映を図ります。

3

計画の進捗状況の点検・評価

計画の進捗状況を点検・評価するため、進捗状況調査を実施し、年度ごとに調査報告書を作成します。

4

計画の進捗状況の情報公開

計画の進捗状況を公表します。

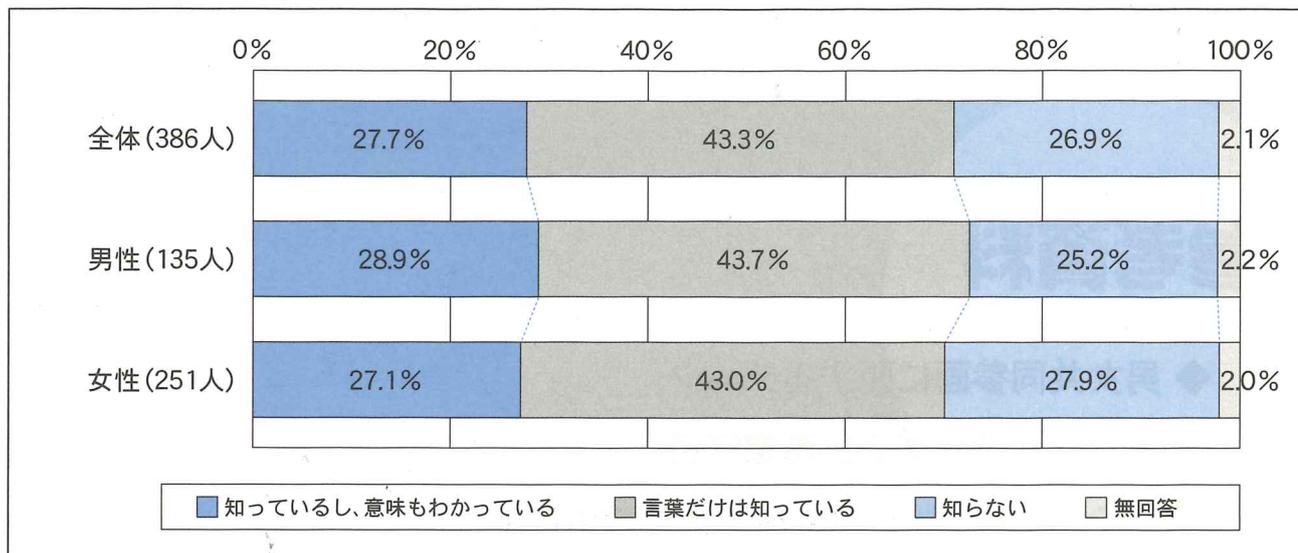


参考資料

- ◆ 男女共同参画に関するデータ
- ◆ 男女共同参画プラン策定経過
 - ① 富士宮市男女共同参画プランの策定について（諮問）
 - ② 富士宮市男女共同参画プランの策定について（答申）
 - ③ 富士宮市男女共同参画審議会委員名簿・開催経過
 - ④ 富士宮市男女共同参画プラン庁内策定経過
 - ⑤ 富士宮市男女共同参画推進会議設置要綱
 - ⑥ 富士宮市男女共同参画推進会議委員名簿・関係課長会議委員名簿
 - ⑦ 富士宮市男女共同参画プラン策定ワーキンググループ設置要領
 - ⑧ 富士宮市男女共同参画プラン策定ワーキンググループ名簿
- ◆ 男女共同参画関係法令
 - 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約
 - 男女共同参画社会基本法
 - 静岡県男女共同参画推進条例
 - 富士宮市男女共同参画推進条例
- ◆ 男女共同参画に関する年表
- ◆ 用語解説

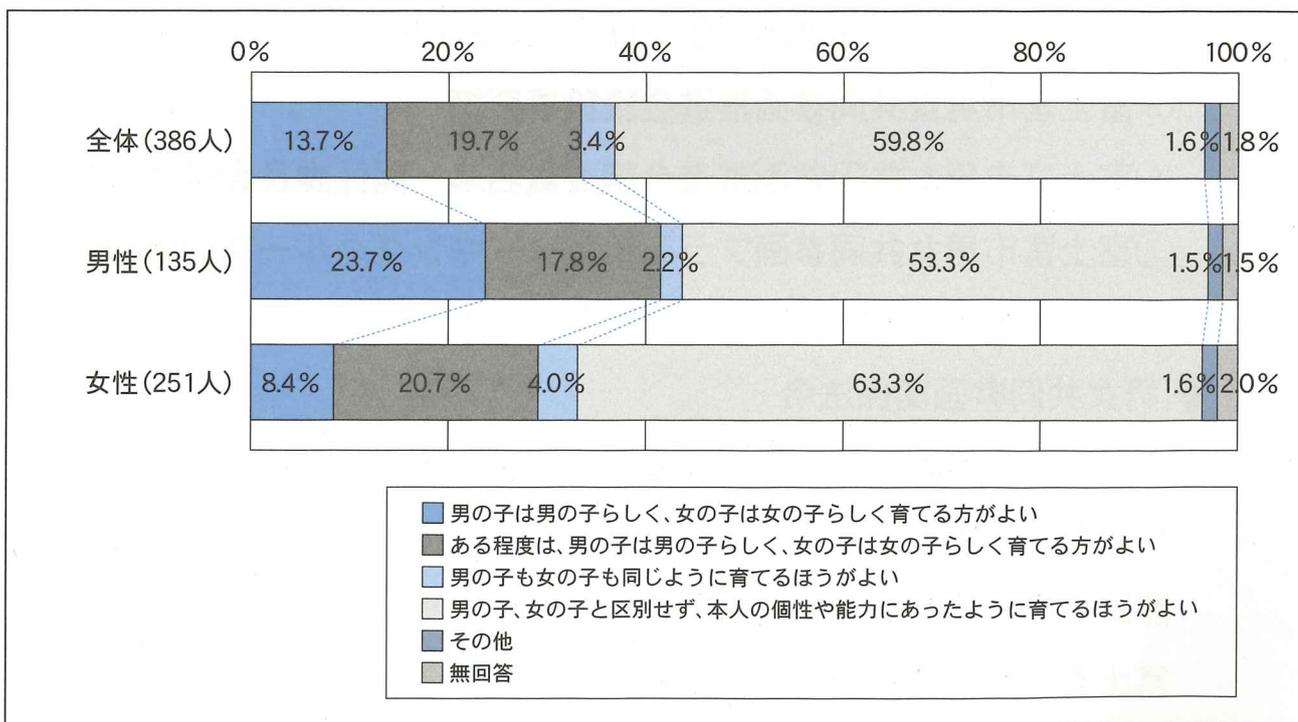
男女共同参画に関するデータ

○ 男女共同参画という言葉を知っていますか



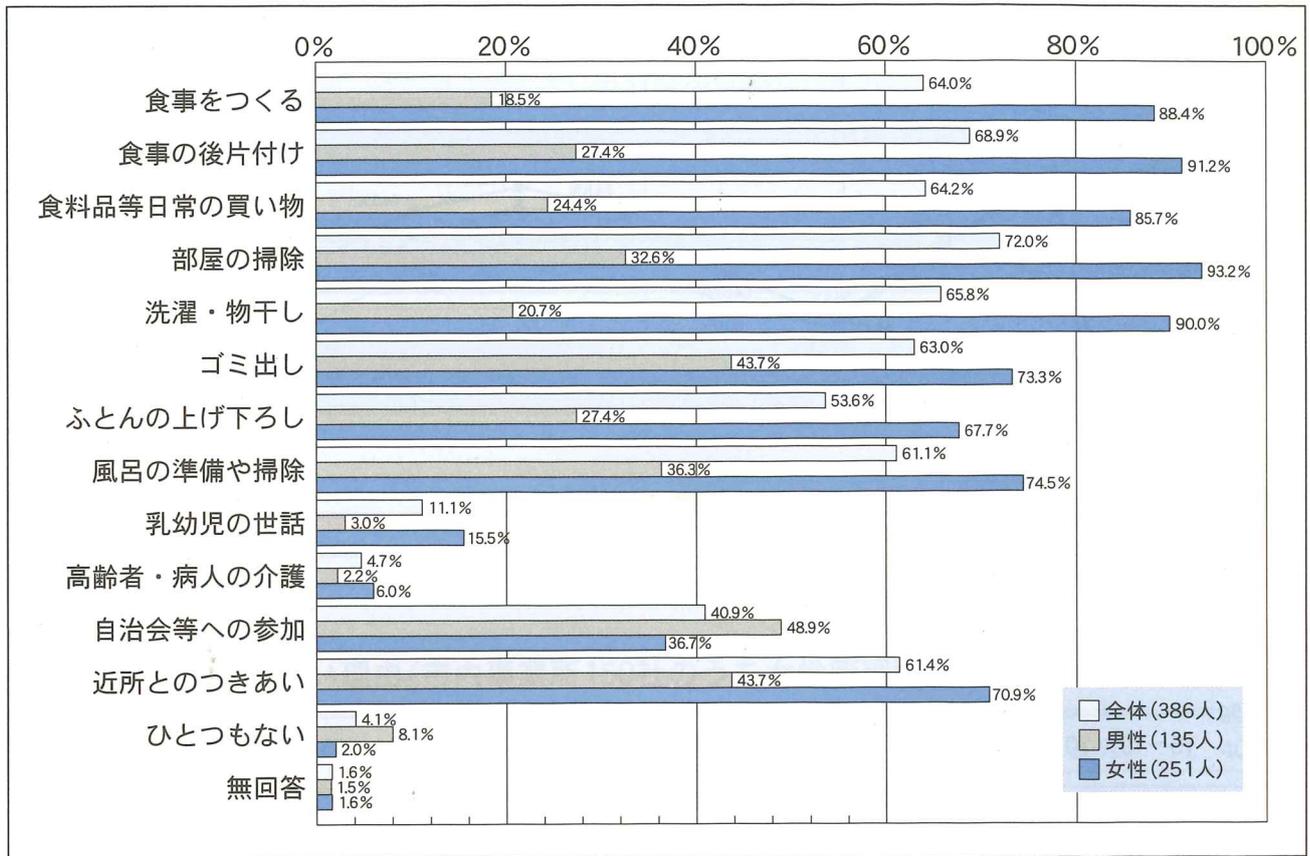
男女共同参画に関する市民アンケート(平成14年11月)

○ 子どもの育て方「男の子・女の子」をどのように育てたいですか



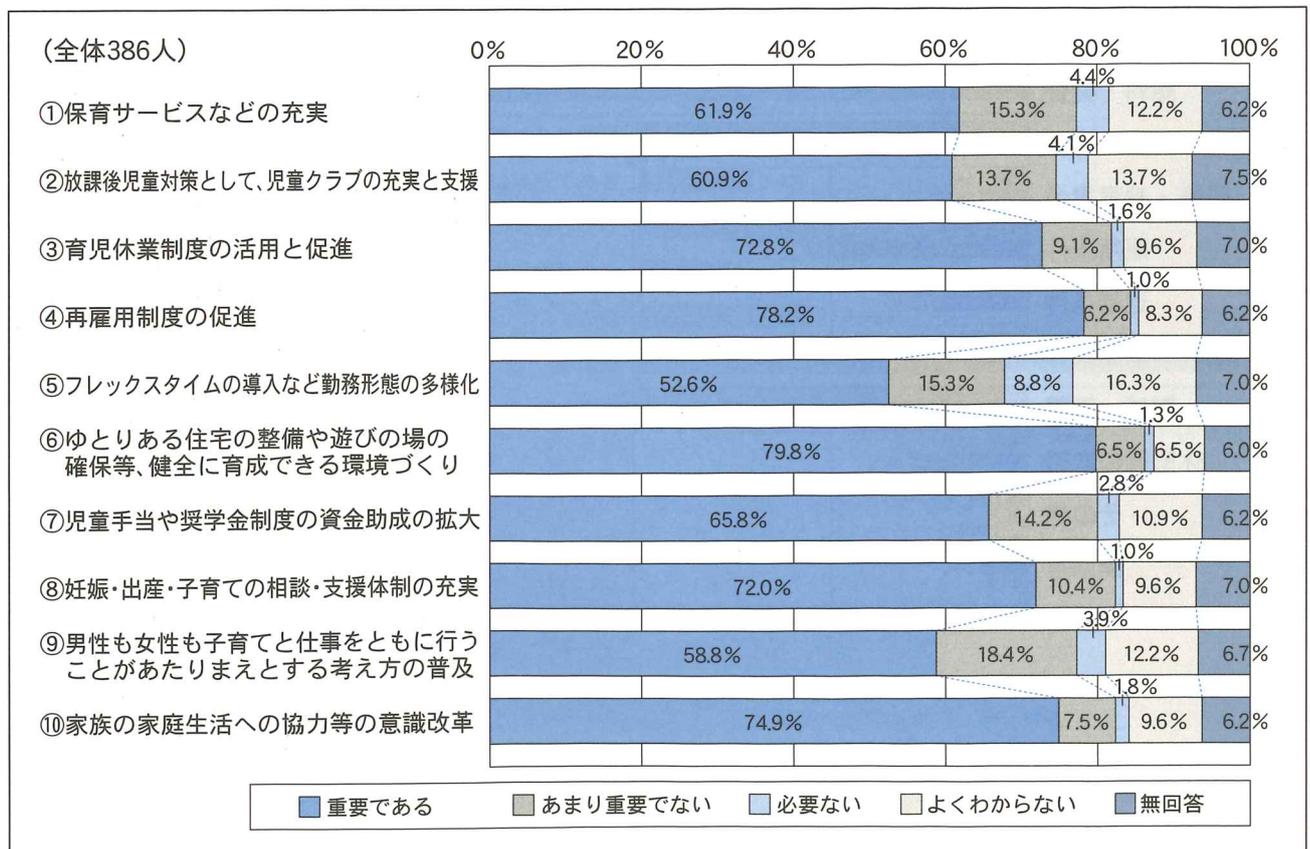
男女共同参画に関する市民アンケート(平成14年11月)

○ 日常生活における男女の役割分担について



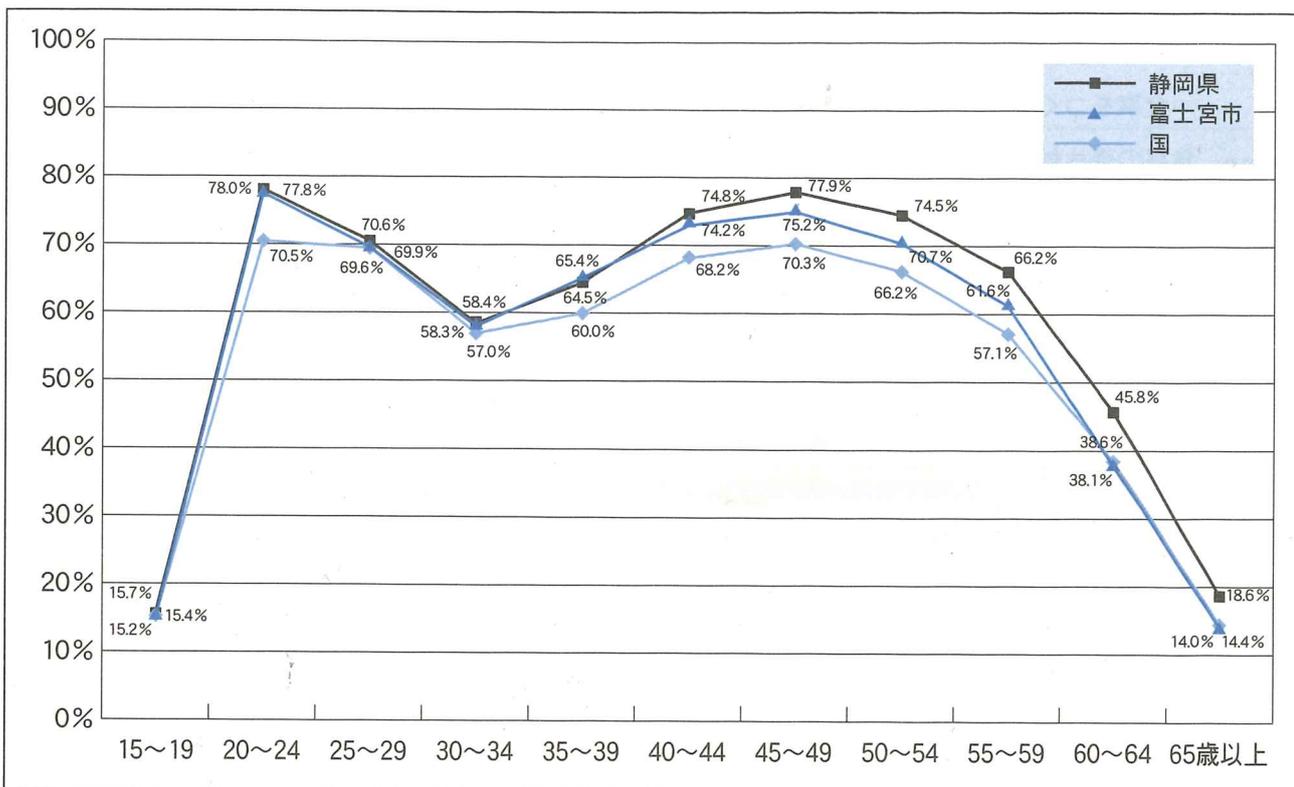
男女共同参画に関する市民アンケート(平成14年11月)

○ 子どもを育てやすい環境づくりに必要な対策



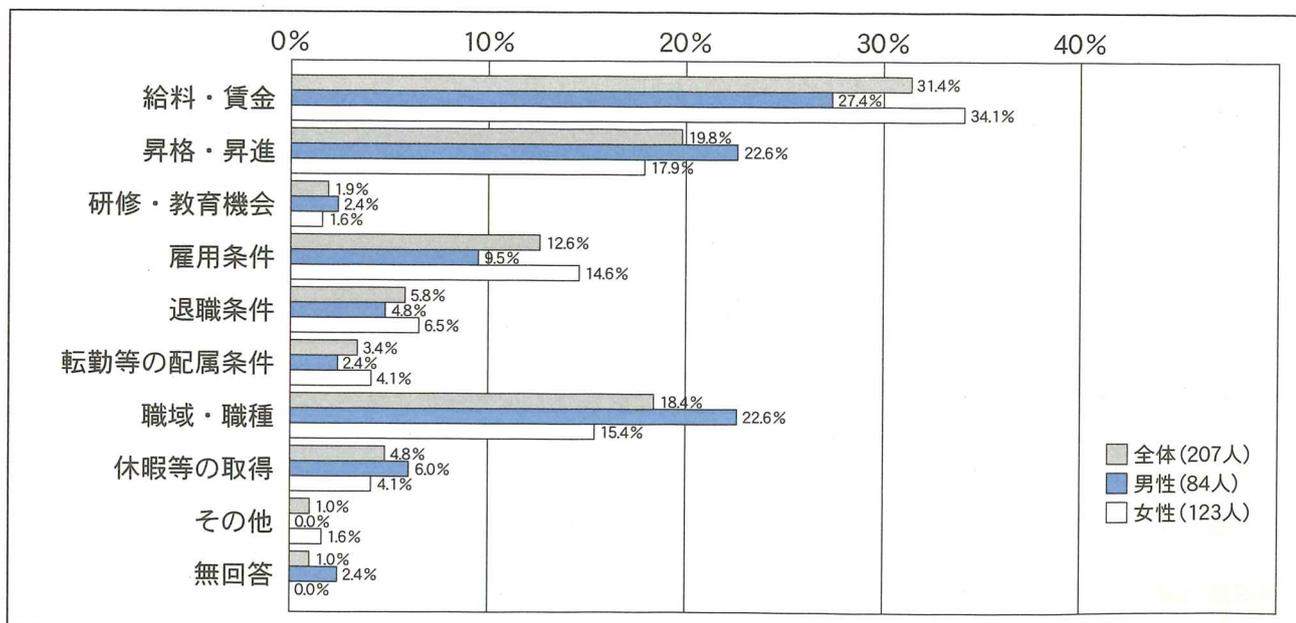
男女共同参画に関する市民アンケート(平成14年11月)

○ 女性の年齢階級別労働力率



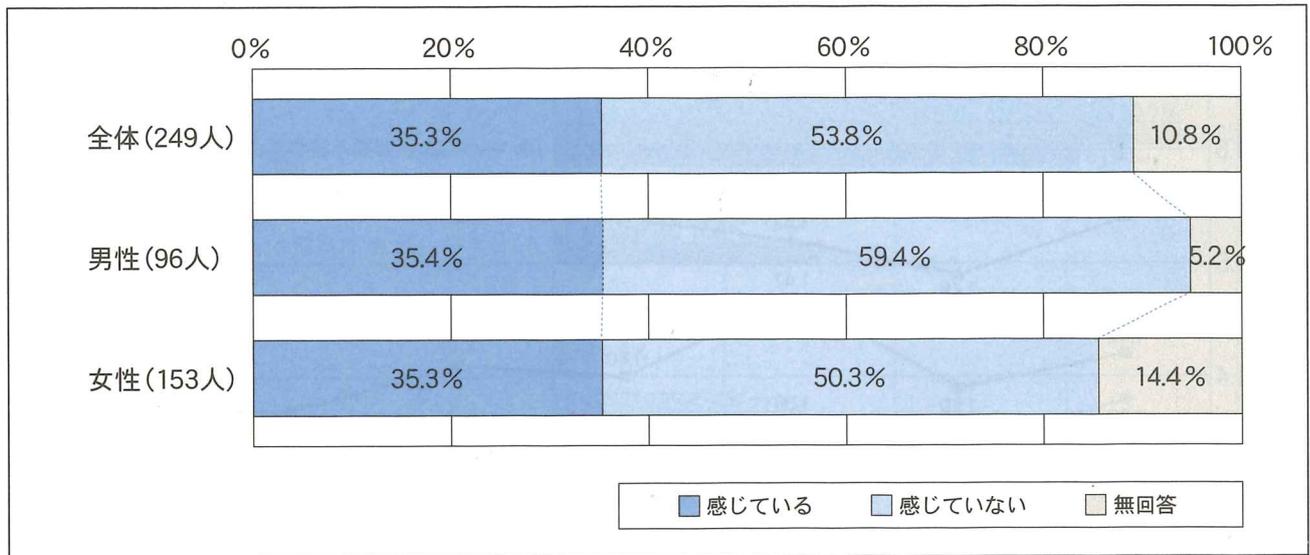
国税調査報告(平成12年)

○ 職場の不平等について「職場において、どのようなことに対して男女の不平等」を感じますか



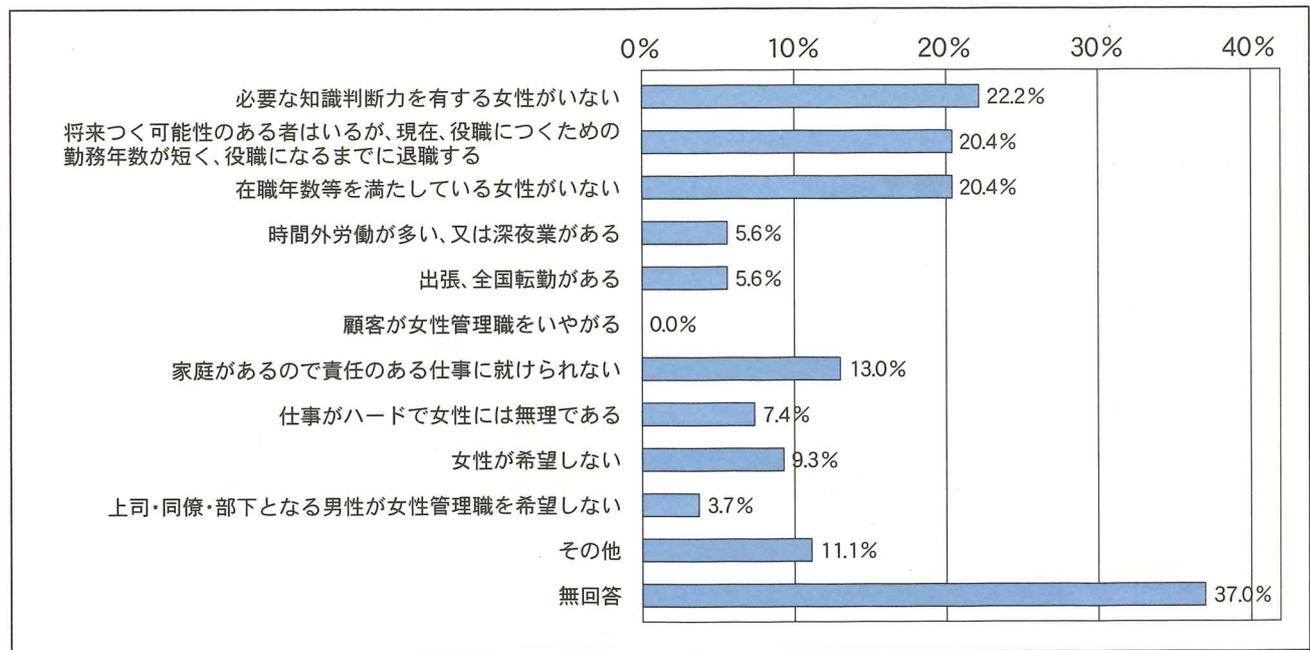
男女共同参画に関する市民意識調査(平成14年11月)

○ あなたの職場で男女不平等を感じていますか



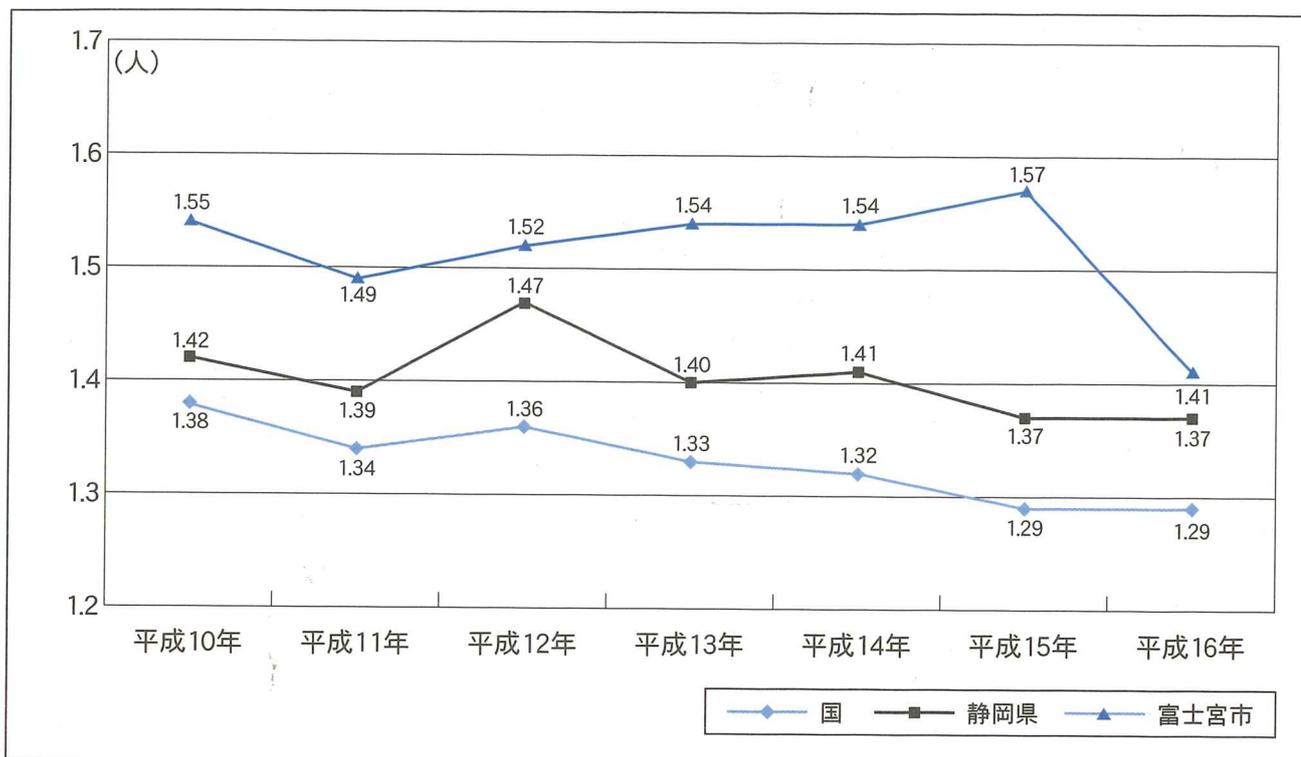
男女共同参画に関する市民アンケート (平成14年11月)

○ 女性管理職が少ない理由 (市内事業所150社のうち女性管理職が1割に満たない54事業所)



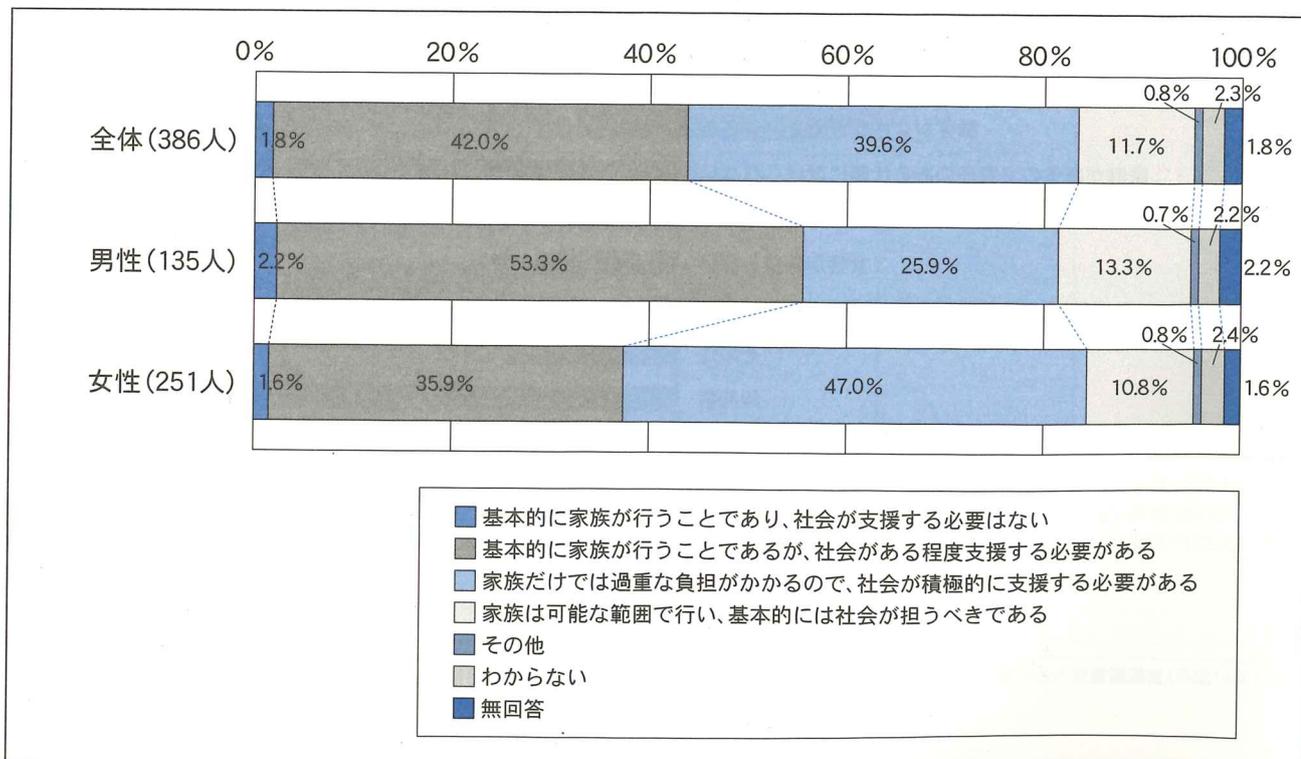
男女共同参画に関する市民アンケート (平成14年11月)

○ 合計特殊出生率



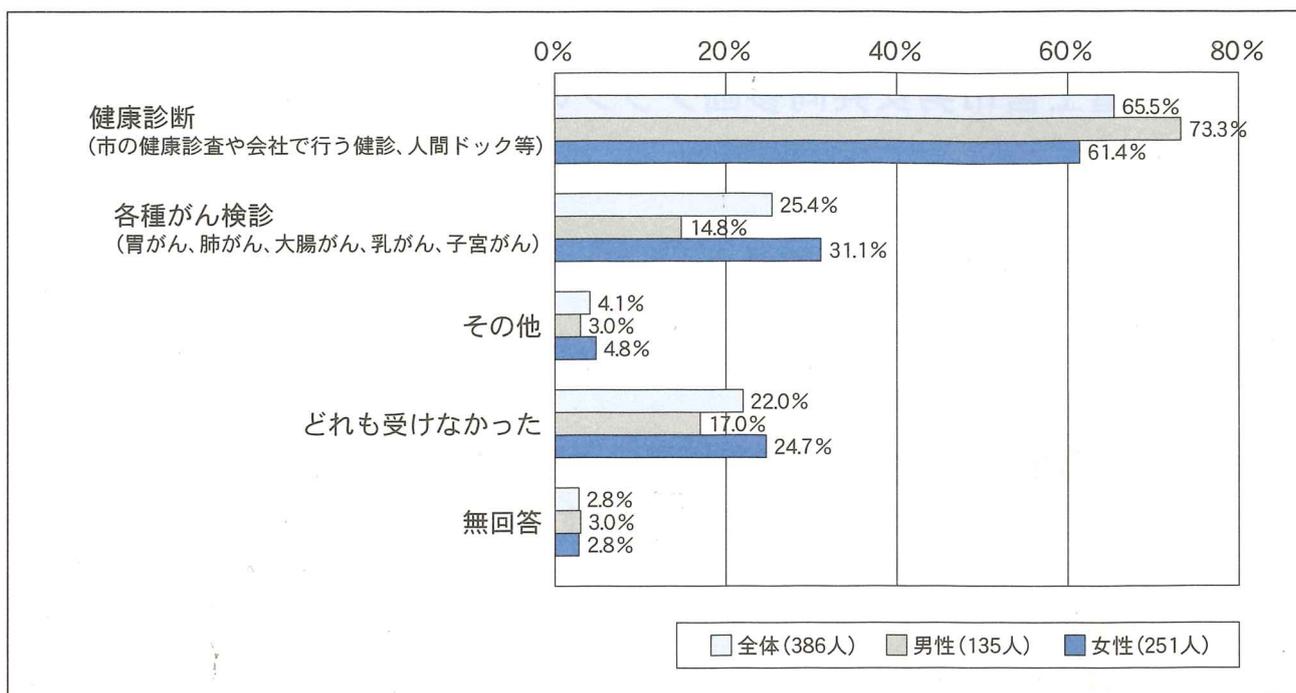
富士健康福祉センター保健福祉課

○ 高齢者に対する社会支援策



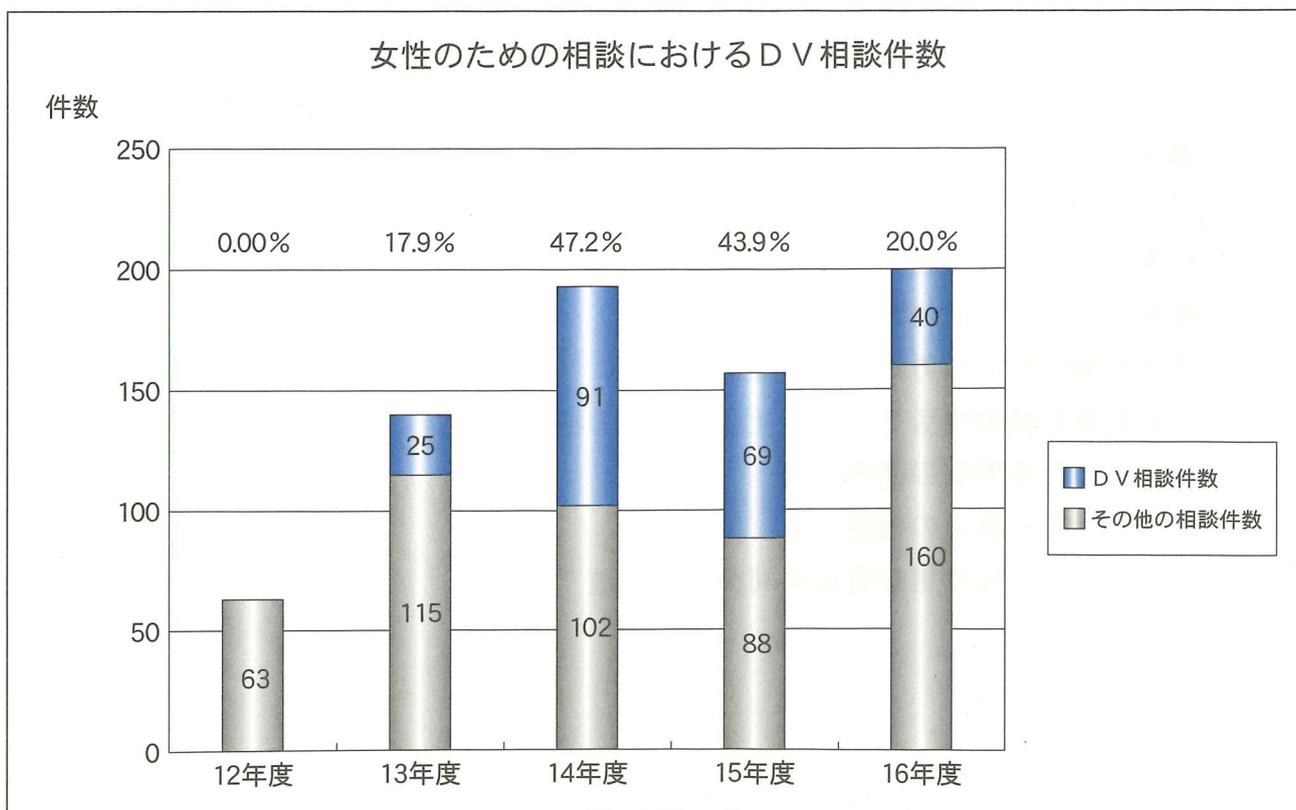
男女共同参画に関する市民アンケート(平成14年11月)

○ 健康診断の受診



男女共同参画に関する市民アンケート(平成14年11月)

○ DV相談件数



女性のための電話相談 (男女共同参画センター)

男女共同参画プラン策定経過

①富士宮市男女共同参画プランの策定について(諮問)

富 教 生 第 104 号
平成 17 年 5 月 12 日

富士宮市男女共同参画審議会
会 長 窪 田 信 子 様

富士宮市長 小 室 直 義

富士宮市男女共同参画プランの策定について(諮問)

このことについて、富士宮市男女共同参画推進条例第11条第1項に規定する富士宮市の男女共同参画に関する基本的な方針として、別紙のとおり立案しました。

つきましては、男女共同参画審議会のご意見を参考に策定を進めていきたいと思っておりますので、富士宮市男女共同参画推進条例第16条の規定に基づき、下記事項に関しましてご意見をいただきたく諮問いたします。

記

富士宮市男女共同参画推進のための行動計画策定における基本的施策（案）

- 1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革
- 2 男女の人権の尊重と男女平等に関する教育や学習の充実
- 3 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
- 4 地域における男女共同参画の推進
- 5 就労の場における男女平等の推進
- 6 家庭生活と職業生活その他の社会における活動の両立
- 7 生涯にわたる男女の健康支援
- 8 女性に対する暴力の根絶
- 9 国際的視野で取り組む男女共同参画の推進

②富士宮市男女共同参画プランの策定について(答申)

平成17年10月4日

富士宮市長 小室 直義 様

富士宮市男女共同参画審議会
会 長 窪田 信子

富士宮市男女共同参画プランの策定について(答申)

平成17年5月12日付富教生第104号で当審議会に対し意見を求められた富士宮市男女共同参画推進条例第11条第1項に規定する富士宮市の男女共同参画の推進のための行動計画に関する基本的施策について、提示された原案をもとに審議いたしました結果、※別紙のとおり答申します。

なお、委員の意見がありました事項について、要望として下記のとおり付記します。

《付記》

- 1 男女共同参画の推進は、全庁的な取組みが必要であることから、推進体制の強化を図る必要があります。
- 2 計画を推進するための啓発、進捗状況の点検、評価について具体的な取組みを検討する必要があります。

※別紙は基本計画の内容と重複しますので、省略します。

②富士宮市男女共同参画プランの策定について(答申)

はじめに

すべての人の人権が尊重され、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は21世紀の我が国社会を決定する最重要課題であります。

富士宮市においては、平成11年3月に男女共同参画推進のための「富士宮市男女共同参画プラン」を策定し、主要施策に基づき審議会等への女性の登用、利用団体のネットワークづくり、女性のための相談業務の実施、男女共同参画全般の情報提供など、積極的な取り組みを行ってきました。

しかし、このような取組にもかかわらず、現実には、性別による固定的な役割分担意識や、これに基づく社会慣行が依然として残っています。

こうした現状を踏まえ、富士宮市は、平成16年4月、豊かで充実した人生を送ることができるよう、安らぎと活力にみちた富士宮市を目指し、男女共同参画社会の実現に取り組むことを決意し、「富士宮市男女共同参画推進条例」を公布、施行しました。

推進条例は、男女共同参画の推進について、基本理念を定め、並びに市、市民、事業者の責務を明らかにするとともに、市が基本施策を定め、これを総合的かつ計画的に推進することにより、男女共同参画社会を実現することを目的としています。これを踏まえて、市長は平成17年5月男女共同参画審議会に対し「男女共同参画の推進のための行動計画に関する基本的施策について」を諮問しました。これは、第2次の男女共同参画プランを策定していく際の基本的な考え方を示すことを求めたものです。

これに対し、当審議会では基本理念を念頭において、諮問にあった「基本的施策」について現状と課題を受けて、施策の内容を審議し、別紙のとおり答申としてまとめたものです。

当審議会ではさらに、富士宮市が「男女が互いの人権を尊重し個性と能力を発揮できるまち」の実現を目指し、男女の別なく家庭、社会に参画し、活力ある富士宮市を構築するためには、男女共同参画の視点に立って、施策を全庁的に推進していく体制を要望します。

また、期限を決めて到達目標を数値で定めるような内容の行動計画にすることも、今後の方策のひとつと考えます。結果の公表は男女共同参画の啓発につながるるとともに、課題と成果が明確になり、さらなる推進に寄与するものと考えます。

この答申をふまえ、男女共同参画プランが早期に策定され、男女共同参画社会の形成に向けた取組みが一層推進されることを期待します。

③富士宮市男女共同参画審議会開催経過・委員名簿

富士宮市男女共同参画審議会 開催経過

開催年月日	内 容
平成16年度	8月19日 ◆委嘱状の交付 ◆会長、副会長の選出 ◆推進条例について(説明) ◆男女共同参画社会の推進について(講話)
	3月8日 ◆第2次プランの策定について(説明) 「基本計画の体系・基本的施策の現状と課題」について
平成17年度	5月12日 ◆富士宮市男女共同参画プランについて(諮問) ◆基本的施策と施策の方向について協議 (1) 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革 (2) 男女の人権の尊重と男女平等に関する教育や学習の充実 (3) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
	6月17日 ◆基本的施策と施策の方向について協議 (4) 地域における男女共同参画の推進 (5) 就労の場における男女平等の推進 (6) 家庭生活と職業生活その他の社会における活動の両立
	7月15日 ◆基本的施策と施策の方向について協議 (7) 生涯にわたる男女の健康支援 (8) 女性に対する暴力の根絶 (9) 国際的視野で取り組む男女共同参画の推進
	9月9日 ◆基本的施策と施策の方向について協議(まとめ)
	10月4日 ◆富士宮市男女共同参画プランについて(答申)
	3月17日 ◆富士宮市男女共同参画プランについて(報告)

富士宮市男女共同参画審議会委員名簿

任期 自 平成16年8月1日
至 平成18年7月31日

選出区分	氏 名	所 属 等	備 考
学識経験者	窪田 信子	学識経験者	会 長
	黒松健太郎	学識経験者	
関係団体が推薦する者	岡本 政美	富士宮市校長会	副会長
	筒井 利雄	富士宮市区長会	
	赤池祐貴子	富士宮市PTA連合会	
	渡邊 令子	富士宮市地域女性連絡会	
	赤池 好子	富士宮市芝川町介護支援専門連絡協議会	
	中川 芳明	富士宮商工会議所	
市 民	世永 昌之	公募	
	五十嵐葉子	公募	

富士宮市男女共同参画プラン策定アドバイザー

静岡県立大学助教授	犬塚 協太	静岡県立大学国際関係学部国際関係学科
-----------	-------	--------------------

④富士宮市男女共同参画プラン庁内策定経過

富士宮市男女共同参画プラン庁内策定経過

開催年月日	会議等	内容	
平成16年度	5月19日	推進会議・関係課長 合同会議	◆第2次プランの策定に向けて（説明）
	10月8日	推進会議委員・関係 課長・ワーキング全 体会議	◆推進会議委員長あいさつ ◆男女共同参画社会の実現に向けて（講話）
	10月8日	第1回策定ワーキング	◆推進会議副委員長あいさつ ◆プラン策定の趣旨・目的について（説明） ◆策定の組織・作業内容について（説明）
	10月29日	第2回策定ワーキング	◆現プランの見直し（現状と課題について討議） 「あらゆる分野における男女共同参画の推進」
	11月19日	第3回策定ワーキング	◆現プランの見直し（現状と課題について討議） 「男女共同参画を目指す生涯学習の推進」
	12月3日	第4回策定ワーキング	◆現プランの見直し（現状と課題について討議） 「男女共同参画の視点にたった労働環境の整備」
	12月17日	第5回策定ワーキング	◆現プランの見直し（現状と課題について討議） 「男女共同参画を支えるための女性の健康と福祉 の向上」
	1月7日	第6回策定ワーキング	◆第2次プランの体系について（説明） ◆第2次プランの基本的施策に基づく組み換え
	1月21日	第7回策定ワーキング	◆第2次プランの素案について（確認） 「基本的施策の現状と課題について」
	3月15日	推進会議・関係課長 合同会議	◆第2次プランの素案について（討議） 「基本計画の体系・基本的施策の現状と課題」
平成17年度	4月30日 ～5月31日	推進事業調べ	◆関係課に推進事業について調書（依頼）
	5月12日	男女共同参画プラン について諮問	◆市長が審議会に対し男女共同参画プランにつ いて（諮問）
	5月20日	推進会議・関係課長 合同会議	◆第2次プランの原案について（討議） 「施策の方向・具体的施策」
	7月26日 ～8月16日	パブリックコメント 制度による意見募集	◆第2次プランについて市民意見の募集（公表）
	9月1日 ～9月30日	推進事業の確認	◆関係課に推進事業について確認（依頼）
	10月4日	男女共同参画プラン について答申	◆審議会が市長に対し男女共同参画プランにつ いて答申
	10月19日	推進会議・関係課長 合同会議	◆第2次プランについて（討議）
	11月14日	市議会に報告	◆市議会全員協議会に第2次プランについて説明
	11月15日	第2次プランの決定	◆市長決済により第2次プラン決定
3月22日	職員研修会の開催	◆推進会議委員・関係課長、職員対象に第2次男 女共同参画プランについて研修会を開催	

⑤富士宮市男女共同参画推進会議設置要綱

(設置)

第1条 富士宮市は、男女共同参画社会の形成について、長期的かつ総合的な視点に立ち、その効果的な推進を図るため、富士宮市男女共同参画推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 富士宮市男女共同参画プラン（平成11年3月4日市長決裁）の推進及び進行管理に関すること。
- (2) 男女共同参画に関する施策に係る関係機関等との連絡及び調整に関すること。
- (3) その他男女共同参画に係る施策の推進に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は教育長、副委員長は教育次長をもって充てる。
- 3 委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、推進会議を総括する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議は、必要に応じて委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員でない者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(関係課長会議)

第6条 推進会議が指定した事項について調査、研究検討を行うため、推進会議に關係課長會議を置く。

2 關係課長會議は、別表第2に掲げる職にある者をもって組織する。

3 關係課長會議は、教育次長が招集し、會議の議長となる。ただし、教育次長に事故があるときは、又は欠けたときは、生涯学習課長が議長となる。

(庶務)

第7条 推進會議の庶務は、教育委員會事務局生涯學習課において處理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進會議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要綱は、市長決裁の日から施行する。

附則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、市長決裁の日から施行する。

附則

この要綱は、市長決裁の日から施行する。

附則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、市長決裁の日から施行する。

⑥富士宮市男女共同参画推進会議委員・関係課長会議委員名簿

富士宮市男女共同参画推進会議委員名簿

(平成17年4月1日)

役職	職名	氏名	備考
委員長	教育長	大森 衛	議長
副委員長	教育次長	芦澤 英治	議長代理
委員	総務部長	太田 精一	
	企画財政部長	遠藤 晃	
	環境経済部長	望月 秀志	
	保健福祉部長	高橋 美治	
	都市整備部長	有賀 文彦	
	市立病院事務部長	後藤 佳正	
	水道部長	齋藤 清和	
	富士宮市芝川町消防組合消防長	齋藤 吉薫	

富士宮市男女共同参画推進会議 関係課長会議委員名簿

(平成17年4月1日)

役職	職名	氏名	備考
委員	教育次長	芦澤 英治	議長
	行政課長	吉野 裕彦	
	秘書広報課長	石川 昌之	
	人事課長	小林 信喜	
	防災危機管理課長	関 芳裕	
	市民安全課長	佐野 和義	
	企画調整課長	平石 英明	
	農政課長	京角 好美	
	商工観光課長	遠藤 二郎	
	社会福祉課長	小林 晃	
	高齢者福祉課長	遠藤 哲夫	
	児童福祉課長	佐野 恒夫	
	保健センター所長	佐野 光男	
	管理課長	柏木 幹尋	
	市立病院事務部庶務課長	佐藤 幸一	
	水道部水道業務課長	望月 洋明	
	教育委員会事務局庶務課長	赤池 学	
	学校教育課長	阿武 誠	
	生涯学習課長	山梨 雅敏	議長代理
	文化課長	大箸 亘正	
スポーツ振興課長	近藤 千秋		
富士宮市芝川町消防組合管理課長	木ノ内秀春		

⑦富士宮市男女共同参画プラン策定ワーキンググループ設置要領

(設置)

第1条 富士宮市は、富士宮市男女共同参画推進会議設置要綱（平成7年11月1日市長決裁）に定める富士宮市男女共同参画推進会議（以下「推進会議」という。）に、男女共同参画社会の形成を推進するため、（仮称）富士宮市男女共同参画プラン策定ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 ワーキンググループは、富士宮市男女共同参画プランの策定に際し、推進会議が指示した事項について調査研究及び関係機関との調整を行う。

(組織)

第3条 ワーキンググループは座長及びメンバーをもって組織する。

- 2 座長は生涯学習課長補佐をもって充てる。
- 3 メンバーは、関係部課長から推薦を受けた職員とする。
- 4 ワーキンググループは、プランの策定が終了したときは解散するものとする。

(会議)

第4条 ワーキンググループの会議は、必要に応じて座長が召集する。

- 2 座長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めて説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第5条 ワーキンググループの庶務は、教育委員会生涯学習課において処理する。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

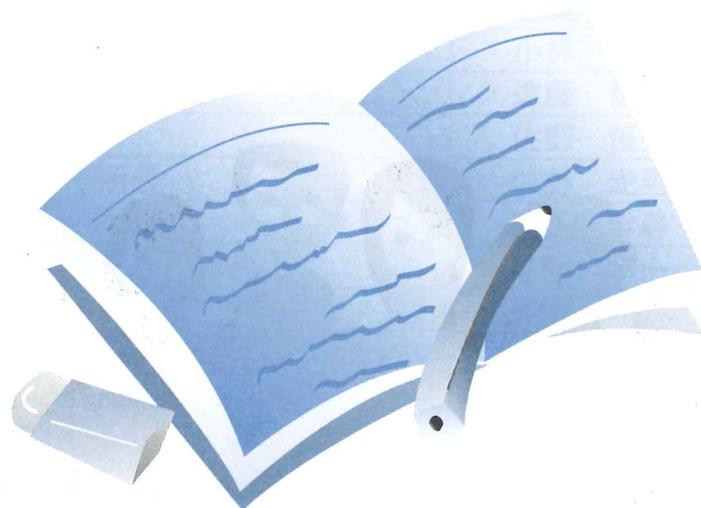
この要領は、平成9年10月7日から施行する。



⑧富士宮市男女共同参画プラン策定ワーキンググループ名簿

平成16年10月8日から
平成17年1月21日まで

課名	氏名	課名	氏名
人事課	小松 政廣	管理課	佐野 浩和
秘書広報課	花田 里実	都市計画課	長田ひとみ
行政課	佐野 史俊	水道業務課	佐野 武志
防災生活課	角田 好和	市立病院庶務課	蓮池 真理
企画調整課	手島 大輔	教育委員会庶務課	諏訪部秋彦
農政課	深澤 昌子	学校教育課	輿水まゆみ
商工観光課	飯盛 俊和	生涯学習課	佐藤 真希
社会福祉課	新谷久美子	生涯学習課	中野 巖
高齢者福祉課	前嶋 妙子	文化課	中村 敦子
児童福祉課	菅原 敬子	スポーツ振興課	長島 茂雄
保険年金課	川村 有香	中央図書館	高橋久美子
保健センター	藤田 博美	消防本部管理課	望月 正三



男女共同参画行動計画
第2次富士宮市男女共同参画プラン

平成18年(2006年)3月発行



富士宮市教育委員会生涯学習課

〒418-8601 静岡県富士宮市弓沢町150番地
TEL 0544-22-0341 FAX 0544-22-0326
Eメール e-danjo@city.fujinomiya.shizuoka.jp